

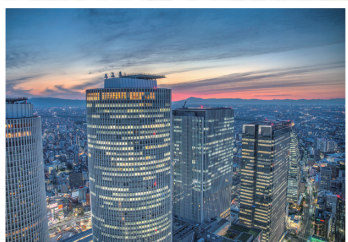
令和9年度 名古屋市への 予算編成に対する要望



パナソニックスタジアム



国際会議場



名古屋まちなみデザインセレクション「まちなみデザイン20選」より

自民党 | **Lib Dems**
Liberal Democratic Party of JAPAN



自由民主党名古屋市議員団

自由民主党名古屋市議員団

顧問兼選挙対策本部長	伊神邦彦
団長	横井利明
副団長	ふじた和秀
副団長	成田たかゆき
幹事	西川学
副幹事	服部しんのすけ
政調会	上村みちよ
副政調会	松井よしのり
女性活躍推進本部長	沢田ひとみ
D X推進本部長兼幹事	中田ちづこ
財務委員長	岩本たかひろ
広報委員長	浅野有
幹事	藤沢ちあき
幹事	吉田茂
幹事	神ひろし
団員	村瀬きよみ
団員	丹羽ひろし
団員	中里高之
団員	小出昭司
団員	浅井正仁
団員	北野よしはる
団員	渡辺やすのり
団員	くずや利枝

目 次

令和9年度予算編成に対する要望	4
-----------------	---

重 点 要 望

1 名古屋の未来を切り開く成長戦略について	6
2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について	15
3 頻発化・激甚化する自然災害に対応した国土強靱化について	16
4 福祉・健康施策のさらなる充実について	21
5 少子化対策・次世代育成支援について	24
6 安心・安全で住みよいまちづくりについて	27

局 別 要 望

・ 防災危機管理局	32
・ 市長室	34
・ 総務局	35
・ 財政局	38
・ スポーツ市民局	39
・ 経済局	42
・ 観光文化交流局	44
・ 環境局	46
・ 健康福祉局	50
・ 子ども青少年局	57
・ 住宅都市局	61
・ 緑政土木局	64
・ 消防局	69
・ 上下水道局	71
・ 交通局	74
・ 教育委員会	76

区 別 要 望

・ 千種区	・ ・ ・ ・ ・	84
・ 東 区	・ ・ ・ ・ ・	86
・ 北 区	・ ・ ・ ・ ・	88
・ 西 区	・ ・ ・ ・ ・	90
・ 中村区	・ ・ ・ ・ ・	92
・ 中 区	・ ・ ・ ・ ・	95
・ 昭和区	・ ・ ・ ・ ・	97
・ 瑞穂区	・ ・ ・ ・ ・	100
・ 熱田区	・ ・ ・ ・ ・	101
・ 中川区	・ ・ ・ ・ ・	103
・ 港 区	・ ・ ・ ・ ・	104
・ 南 区	・ ・ ・ ・ ・	107
・ 守山区	・ ・ ・ ・ ・	109
・ 緑 区	・ ・ ・ ・ ・	111
・ 名東区	・ ・ ・ ・ ・	114
・ 天白区	・ ・ ・ ・ ・	116

令和9年度予算編成に対する要望

エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇の長期化に加え、米国の通商政策の動向や中東情勢などを背景とした世界経済の先行き不透明感が続く中、市民生活や事業活動を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。自動車産業をはじめ多様な産業が集積する当地域においても、その影響はサプライチェーン全体に及んでおり、とりわけ中小企業は人手不足や人件費上昇への対応など、多くの課題に直面しています。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴う労働力不足、社会保障需要の増大、地域コミュニティの維持など、中長期的な課題も深刻化しています。加えて、南海トラフ地震への備えや激甚化・頻発化する自然災害への対応など、安心・安全な地域社会の実現に向けた取組の重要性は一層高まっています。

このような状況の中、物価高騰の影響を受ける市民生活や地域経済への支援、防災・減災対策の強化など、喫緊の課題に対しては迅速かつ的確に対応していくことが不可欠です。その一方で、将来にわたり持続可能な都市経営を実現するためには、「選択と集中」の視点に立った戦略的な投資を着実に進めていかなければなりません。

本年開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会は、本市の魅力や都市力を世界へ発信する絶好の機会です。大会の成功はもとより、その後のレガシーを最大限に活用し、交流人口の拡大、観光・MICEの推進、地域経済の活性化へとつなげていくことが重要です。

さらに、令和9年5月に愛知・名古屋で開催される第60回アジア開発銀行（ADB）年次総会を契機として、本市の国際的知名度・都市ブランドの向上や当地域とアジア各国との経済的な結びつきの強化に取り組むとともに、さらなるこの圏域の経済成長につなげるため、愛知県と緊密に連携し、副首都の指定に向けた取組も着実に推進していく必要があります。

我々自由民主党名古屋市議員団は、市民の命と暮らしを守る施策を着実に推進するとともに、未来への積極的な投資を通じて名古屋の持続的な成長と発展を実現していくことが重要であるとの認識のもと、令和9年度予算編成に向けた具体的な要望事項を取りまとめました。

市長におかれては、これらの要望を新年度予算に適切に反映していただき、責任ある市政運営を行っていただくことを強く要望いたします。

令和8年9月7日

自由民主党名古屋市議員団

重点要望

1	名古屋の未来を切り開く成長戦略について	6
(1)	リニア中央新幹線の開業を見据えた魅力と活力あるまちづくり	6
(2)	インバウンド需要の回復に対応する観光施策の推進	8
(3)	名古屋城の魅力向上の推進	10
(4)	市民の暮らし・事業者を支える施策の推進	10
(5)	医療提供体制の充実と感染防止対策の推進	11
(6)	行財政システムの改革	12
(7)	「名古屋 400 万人都市構想」・「特別市」・「副首都」の推進	13
2	デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について	15
(1)	DX 推進による市民サービスの向上	15
(2)	行政内部における DX の推進	15
3	頻発化・激甚化する自然災害に対応した国土強靱化について	16
(1)	震災対策のさらなる推進	16
(2)	風水害対策の推進	19
(3)	防災教育のさらなる推進	20
4	福祉・健康施策のさらなる充実について	21
(1)	保健・医療施策の充実	21
(2)	介護・障害施策の充実	22
(3)	地域福祉の充実	23
5	少子化対策・次世代育成支援について	24
(1)	教育施策の推進	24
(2)	児童虐待対策の強化	24
(3)	放課後子ども施策の推進	25
(4)	保育提供体制の確保	25
(5)	子どもの貧困対策の推進	25
(6)	名古屋市立大学への支援	25
6	安心・安全で住みよいまちづくりについて	27
(1)	安心で安全なまちづくり	27
(2)	環境首都なごやのまちづくり	29
(3)	水の総合的管理	29

1 名古屋の未来を切り開く成長戦略について

(1) リニア中央新幹線の開業を見据えた魅力と活力あるまちづくり

- ① 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせることなく、「2026アジア・アジアパラ競技大会NAGOYAビジョン」において掲げた目指すまちの姿を見据え、国際スポーツ大会の誘致や、スポーツ医・科学支援の充実を図るほか、世界に通用する人づくり、交流人口の拡大、国際競争力の強化、共生社会の推進など、大会のレガシーを名古屋のまちづくりにつなげること。
- ② 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会やその後の大規模スポーツイベントを見据え、市民のスポーツ機運の醸成や本市の魅力発信、各国からの選手や観客のおもてなしなどを行う官民連携の枠組みであるスポーツコミッションと連携し、大規模大会等の誘致やスポーツによる地域活性化につなげること。
- ③ アジア・アジアパラ競技大会の開催の機会を活かし、近年注目されているアーバンスポーツの振興を図るとともに、地域の魅力を活かすスポーツイベント事業に取り組むこと。
- ④ 名古屋駅周辺のまちづくりについて、リニア中央新幹線の開業が遅れ、また駅前の民間再開発が停滞している状況において、これらに伴う整備の遅れを取り戻すための計画を早急に構築するとともに、交通機関相互の乗換利便性向上や駐輪場の再整備も含むウォーカブルな空間整備、世界の大都市である名古屋の新しい顔づくりなどに、これまで以上に積極的に取り組んでいくこと。
- ⑤ 1日の乗降客数が中部圏第2位である金山駅の周辺地区において、帰宅困難者対策の推進を図りつつ、国内外から多様な来街者が集まる交流拠点にふさわしいまちづくりを行うため、十分な組織体制のもと着実な事業推進に努めること。
- ⑥ リニア中央新幹線の開業などを見据えて、栄地区全体の魅力向上に取り組むこと。とりわけ、都心のシンボル空間である久屋大通公園については、民間事業者の知恵やノウハウを活用しながら、賑わいと活力が生み出されるまちづくりを積極的に進めること。また、同地区内における本市の資産の有効活用についても検討すること。

- ⑦ 新たな路面公共交通システム「SRT」については、令和8年2月に名古屋駅一栄ルートの運行が開始され、周回ルートの一部である名古屋駅一名古屋城間の運行開始が同年9月に予定されているところだが、引き続き周回ルートの早期実現に向け積極的に取り組むこと。
- ⑧ 本格的な人口減少を迎える中、国内外から多数の人が訪れる第60回アジア開発銀行年次総会の開催やリニア中央新幹線の開業という大きなターニングポイントを迎える本市が、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」「投資したい」都市として市内外から選ばれるようになるために、職員が自分の業務に誇りを持ち、「名古屋をプロモーションする」という意識をもって日々の業務に臨んでいただくよう職員の意識改革に努めるなど、全局一丸となった全庁的な取り組みとして、国内のみならず、海外にも目を向けてシティプロモーションを推進すること。
- ⑨ 金城ふ頭の開発、更にはリニア開業を見据え、都心から「みなとエリア」に来訪者を流し込む仕掛けづくりを構築するため、あおなみ線に話題性のある車両を運行するなど、鉄道を活用して名古屋市の魅力向上させる施策については、市民や議会の理解を得た上で、着実に進めること。
- ⑩ 金城ふ頭エリアにおける持続的な賑わい創出が図られるよう、事業者との調整等を進めること。また、金城ふ頭駐車場については、エリア内の各施設と連携が図られるよう、運用方法等について検討していくこと。
- ⑪ リニア中央新幹線開業を見据え、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部ににぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。こうした中、新たな水源確保など水質改善施策や、沿岸市街地も含めた総合的な整備の推進が求められている。このため、にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図ること。また、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、名古屋駅や名古屋城に近い五条橋地区の護岸整備を推進するなど、総合的な整備を進めること。
- ⑫ 中川運河の堀止を中心とした「にぎわいゾーン」においては、名古屋駅に程近い魅力ある都心の水辺空間として、ささしまライブ24地区周辺が更ににぎわいのある観光交流拠点に進化するよう、整備を進めること。
- ⑬ 水辺空間の魅力向上とにぎわい創出のため、中川運河・堀川・名古屋港が

連携した水上交通網の実現に向け、関係局が一体となって取り組むとともに、水上交通の活性化を図るため、松重閘門をはじめとする沿川の歴史資源などの活用について調査を進めること。

- ⑭ 堀川上中流部及び新堀川上流部におけるさらなる水質浄化策として、下水道の雨水幹線の整備など早期に効果を発揮する対策を進めること。また、下水道の分流化についても、地域を限定した対策を着実に推進すること。
- ⑮ 瑞穂公園については、市民スポーツの振興のため、総合運動公園としての機能を充実すること。また、老朽化した施設等の改修を着実に進め、魅力ある国際的な大会や大規模な試合を開催するなど、本市の都市魅力を発信する場として活用できるようにすること。なお、瑞穂公園を整備するにあたり、交通集中による渋滞や違法駐車など、大規模な試合の開催に際して地域が抱える様々な課題解消にも配慮すること。
- ⑯ リニア中央新幹線の開業を見据え、都心部における容積率制限の緩和や用途地域の見直しなど更なる民間投資を促す方策を検討するとともに、実施にあたっては、地域の特性を踏まえ、きめ細やか、かつスピーディーに取り組み、その効果を市全域に波及させることを意識して積極的に進めること。
- ⑰ 我が国のアニメーション産業は、海外市場を活路として大きく成長できるポテンシャルを秘めていることから、本市と愛知県で連携し、国際的なアニメーション映画祭の開催を支援していくこと。また、地元のクリエイターやアーティスト等の新たな才能の発掘、育成に努め、メディア芸術の振興ならびに、当地域のアニメーション関連産業の活性化を図るとともに、「アニメと言えば名古屋・愛知」という都市のブランドイメージが定着するよう、継続的に取り組むこと。

(2) インバウンド需要の回復に対応する観光施策の推進

- ① 中部国際空港については、本市の空の玄関口であるだけでなく、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担っていることから第二滑走路（完全24時間化）をはじめとする機能強化の実現に向け、国や関係自治体等と連携して積極的に調査・検討を進めること。
- ② 名古屋テレビ塔は戦後復興のシンボルであり、電波塔としての役割を終えたものの、多くの市民にとってなくてはならない「名古屋の財産」であるという認識のもと、引き続き関係者と連携しながら、名古屋の重要な観光資

源として活用すること。

- ③ 「名古屋まつり」や「にっぽんど真ん中祭り」、「世界コスプレサミット」のような大規模イベントの開催を積極的に支援することで、にぎわいの創出と交流の活性化をはかり、名古屋に多くの観光客が訪れるようにすること。
- ④ 名古屋への訪日外国人観光客が今後増加していくことを踏まえ、名古屋駅周辺並びに、観光スポットなどへ無料公衆無線LANの整備を進め、魅力ある観光都市の推進を図ること。
- ⑤ 金山南ビル美術館棟については、将来の金山のまちづくり・賑わいづくりに寄与する施設として、すみやかに活用できるようにすること。
- ⑥ モノづくり文化交流拠点構想の推進については、テーマパーク「レゴランド」を核に回遊性向上、交通の円滑化が図られるよう、都市基盤施設の管理等を着実にを行うこと。また、レゴランド拡張など、今後の開発についても、着実に行われるよう、関係機関との調整等を図ること。
- ⑦ 東山動植物園については、市民の期待に応え、出来るだけ早く再生を進めるとともに、自然の素晴らしさや歴史文化的施設を保全しつつ、文化・観光拠点としての魅力向上を図るため、東山動植物園再生プランを推進すること。
- ⑧ ハイクラスな大型高級ホテルの誘致については、引き続き県市が連携し、名古屋市高級ホテル立地促進補助金の広報・PRに努めるとともに、事業認定を行った高級ホテルが、都市ブランド向上に資するホテルとなるよう開業に向けた事業進捗の確認を着実にやっていくこと。
- ⑨ 効率的かつ効果的な観光行政を推進するために、県市が連携して施策・事業に取り組むこと。
- ⑩ 公共交通の利便性向上を図るため、地下鉄路線網のさらなる整備・拡充について検討すること。
- ⑪ 外国人旅行者や高齢者の増加が見込まれるなかで、市民や観光客が利用する公共施設の受け入れ環境を整備し、ホスピタリティを高めることは、誰もが優しさを感じるまちづくりの観点からも重要であることから、観光施設をはじめとした公共施設等のトイレについて、施設の特性に応じて洋式化・多機能化を進めること。

(3) 名古屋城の魅力向上の推進

- ① 名古屋城の魅力を活用した誘客及び観覧環境の充実に努めること。また、金シャチ横丁構想全体の実現化を進めるなど名古屋城全体の魅力向上を図ること。
- ② 名古屋城天守閣の木造復元については、文化庁からの所見及び技術的な助言・指導に従い、解体と復元を一体とした現状変更許可の取得に向けて、各分野の有識者による十分な議論と合意形成を図り、確実に現状変更許可が取得できるよう、手続に必要な期間を十分見込むこと。
また、適切な工期を確保した上で、合理的な契約時期、総事業費の圧縮など事業計画を再検討し、市民や議会に対して進捗状況を正しく丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで本事業を完遂すること。
- ③ 名古屋城天守閣木造復元にかかる木材の調達にあたっては、文化庁から与えられた課題を確実に解決し、現状変更許可の見通しを立てた上で計画的に行うこと。また、バリアフリー方針の検討においては、「名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について」を踏まえて、高齢者・障害者等の意見も尊重し、確実に、安全なバリアフリーを実現すること。

(4) 市民の暮らし・事業者を支える施策の推進

- ① 在住外国人が各種支援制度等の情報に迅速かつ容易にアクセスし、支援対象から取りこぼされることなく安心して生活できるよう、多言語対応等の支援を実施すること。
- ② テレワーク等の新たな生活様式により、家庭におけるエネルギー消費量の増加が見込まれることから、省エネ家電の普及啓発を更に推進すること。また、住宅のZEH化及び家庭用の太陽光発電や蓄電設備等の導入を促進すること。
- ③ 国の動向や事業者と地域経済の状況等を的確に把握し、消費喚起や投資促進に資する施策を推進すること。
- ④ スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として、当地域経済の持続的な発展に資するイノベーションを創出する起業を促進するため、スタートアップへの支援を充実し、地域経済の活性化を図ること。

- ⑤ ものづくり大国としての名古屋圏における産業活性化のため、国際展示場第1展示館の利用促進を図るとともに、世界標準である大規模展示場を視野に入れた、展示場の更なる拡充整備に取り組むこと。
- ⑥ 名古屋圏の経済を支えるものづくり産業について、一層の立地の促進に努めること。また、航空宇宙産業をはじめ、名古屋の強みを活かした産業分野への集中的な支援を行い、名古屋経済の一層の活性化に努めること。
- ⑦ 製造業をはじめ中小企業の経営は大変厳しい中、強い経済をつくり、雇用・所得の増加につなげるため、雇用対策としてのなごやジョブサポートセンターや区役所における就労支援、景気対策としての融資制度の拡充等を通じて、中小企業や求職者の立場に立ったきめ細かな各種支援を強力に推進すること。
- ⑧ 名古屋経済の一層の活性化を図っていくために、女性の活躍促進や外国人労働者の活用など、多様な人材が活躍できる環境づくりを推進していくこと。
- ⑨ 地元中小企業への受注機会を確保するため、公共工事等、入札による発注においては、地域要件の設定や、地元企業に限定した一般競争入札の実施など、特段の配慮を行うとともに、地域経済の活性化に努めること。
- ⑩ 大切な水源である木曽川上流域にある名古屋市民御岳休暇村について、その貴重な財産を後世に残していくため、関係局との連携による事業等の実施や民間事業者の持つ資源・ノウハウの活用、寄附金メニューの活用を通じて、一層の利用促進の取り組みを進めること。

(5) 医療提供体制の充実と感染防止対策の推進

- ① 東部医療センター、市立大学病院においては、今後も新たな感染症が発生した際に、積極的に入院患者の受け入れを行うことが出来るよう、必要な医療提供体制の整備を図ること。
- ② 東部医療センターにおいて、感染症を含む治療薬開発に向けた臨床研究に協力すること。
- ③ 「マイナ救急」制度の活用にあたっては、総務省消防庁による実証事業への参加を通じ得られた検証結果を踏まえ、救急活動をより迅速かつ効果的なものとしていくよう努めること。

- ④ 地域住民が安心して指定避難所へ避難できるようにするため、引き続き感染症対策を念頭に置いた避難所運営体制を継続すること。また、令和8年熊本地震においても、依然として避難生活でのプライバシー等の問題が発生したことを踏まえ、避難生活において安心して過ごせる居住空間の確保に向けた方策を検討すること。
- ⑤ 救急安心センター事業#7119については、市外からの利用が多いことも踏まえ、県や関係機関と連携して、安定的な運用ができるよう体制を構築し、市民への周知を図ること。また、県全域での実施について県へ働きかけること。

(6) 行財政システムの改革

- ① 市民の新しい柔軟な発想を取り入れることにより、今までにない新たな視点から市政の喫緊の課題を解決することを目的とするなど、予算編成に市民の更なる参画を求めるための仕組みを検討すること。
- ② 財政規律については、策定から相当な期間が経過し、物価高騰や人件費の上昇、福祉や医療などの義務的経費の増加、社会経済情勢の変化などにより、当時想定していた財政環境との乖離が顕著となっていることから、その妥当性を検証するとともに、将来世代に過度な財政負担を残すことなく、本市の持続的な発展に必要な投資を着実に実施できるよう、時代に即した新たな基準を検討すること。
- ③ 廃棄物の収集・処理事業は安定的な事業継続が求められることから、従事者が感染症に多数感染した場合を想定した収集・処理体制を事前に検討しておくこと。
- ④ 様々な状況に対応し得る感染防止対策物品を十分に配備するとともに、維持・管理することにより、万全の消防体制を確保すること。
また、災害の初動対応において重要な役割を担う消防庁舎の老朽化に伴う改修などにあたっては、最新の知見に基づく感染防止対策を踏まえた執務環境の整備を進めること。
- ⑤ これまで以上に民間活力を積極的に導入していくため、民間の持つ能力や創意工夫をまちづくりや行政課題の解決に迅速に活かす仕組みである公民連携窓口や公民交流フィールドを活用し、公民連携の一層の推進に取り組むこと。

- ⑥ 少子高齢化が進み、人口減少が予測されている今後の社会情勢の変化に対応するために、施設を利用する市民の利便性や安全性に配慮しつつ、既存施設の用途転用、施設の集約化や、施設の民営化の検討を進めるなど、施設規模の効率化、必要なサービスの維持と積極的な成長戦略の視点を持って、本市の資産を一層有効に活用すること。
- ⑦ 市民税減税については、大幅な収支不足が見込まれる厳しい状況の中、市民サービスの低下を指摘する声もあるため、市民への説明責任を十分に果たしていくとともに、市民税減税の対象者の範囲をはじめとする制度について、市民に正確な情報が伝わるよう適切かつ丁寧な周知広報を行うこと。
- また、附帯決議において明記したように、その財源については、市長が不断の行財政改革を実行して確保するとともに、防災・福祉・医療・教育・子育て支援等、安心・安全な市民サービスを一層充実させること。
- ⑧ 市債の発行については、将来世代に過度な財政負担を残さない計画的な財政運営を進めるための新たな基準を検討し、持続可能な財政運営に努めること。
- ⑨ 「公の施設にかかる使用料の設定基準」については、現在の社会経済情勢や施設の状況を踏まえたものとなっていないため、受益者負担の原則を基本としつつ、市内・市外料金、いわゆる二重価格や駐車場料金などの料金設定の考え方も含めて、早急に新たな基準の改定を検討すること。
- ⑩ 公共工事などの入札・契約事務にあたっては、一般競争入札の拡大などにより、競争性・透明性を確保するとともに、公共工事の安全性の確保や品質低下、労働条件の悪化の防止を図るため、総合評価落札方式の評価項目を工夫するなど、より効果的な手法について検討を進めること。
- ⑪ 単年度契約では、年度始めに仕事が無く、偏った時期に仕事が集中することがあるため、人員や機材が平準化でき、効率化・合理化が可能となる複数年度契約の導入を検討すること。
- ⑫ 特別職の秘書の職務及び成果については、市民や議会に対して十分な説明責任を果たすこと。

(7)「名古屋400万人都市構想」・「特別市」・「副首都」の推進

- ① 住民の日常生活範囲が広域化している実態や、広域行政課題が顕在化している状況を踏まえ、近隣市町村との積極的な連携を図り、名古屋市を中心と

した400万都市の実現を目指すこと。

- ② 住民に最も身近な基礎自治体である本市が、圏域の牽引役として機能し、大都市固有の複雑で多様な行財政需要に対応し、自立的な行政運営を推進するために、大都市に大幅な権限と税源の移譲を行うとともに、最終的には、市域においては県市の二層構造を廃止し、住民に関わる事務は全て大都市の責任で一元的に担う新たな大都市制度「特別市」を創設することを国に対し強く要望すること。
- ③ ポートアイランドは、名古屋港で残された唯一の大規模開発が見込まれる空間であり、将来の名古屋圏や名古屋港の発展を考えると、潜在的な可能性は大きいことから、本市においても活用方法について検討を行うこと。
- ④ 名古屋・愛知が副首都となることは、国家社会機能の継続性が確保されるとともに、都市機能の強化や、産業の発展、まちの魅力や都市ブランドの向上などに大いに資することにより、経済成長の発展が見込まれることから、愛知県と連携しながら、副首都の指定に向けて着実に取り組むこと。

2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について

（１）DX推進による市民サービスの向上

- ① 市民に信頼される地域の総合行政機関を目指し、区役所主体による積極的な事業推進を図るため、区長への大幅な権限移譲や職員の意識改革を進め、区役所改革の一層の推進を図ること。また、令和9年2月に先行区に導入される「書かない窓口」について、現場での運用を通じて判明する課題や利用者及び職員の声を的確に把握し、着実に取り組みを進めるとともに市民が区役所内を移動することなく一つの窓口で手続を行える窓口のワンストップ化に向け、利用者の利便性向上と職員の業務の効率化に資するよう継続的に改善を図ること。
- ② 保健福祉業務の行政手続に係るオンライン申請等事務処理センターについて、安定的かつ効率的な運用を図ることにより、市民が区役所等に出向く負担を減らし、専門性のある職員を高齢者や障害者、子育て世帯等への相談や訪問支援にシフトするなど、市民サービスの向上につなげていくこと。
- ③ 本市のデジタル化の推進に不可欠な社会インフラである5G（第5世代移動通信システム）を活用したまちづくりの検討を進めること。また、通信事業者と連携し、市内における5Gアンテナ基地局の設置を促進すること。

（２）行政内部におけるDXの推進

- ① 行政のデジタルトランスフォーメーションを強力に推進するため、情報システムの標準化・共通化などの基盤整備を行うとともに、行政手続のオンライン化をはじめとしたデジタル技術等を活用した業務改革を進めること。
- ② 社会を大きく変える可能性がある生成AIは、様々な分野での利用が見込まれることから、本市行政においても積極的な利活用を検討し、市民サービスの向上及び業務の効率化に繋げること。
- ③ 場所にとらわれず仕事ができるテレワークについては、感染拡大時に限らず平時から活用しデジタル技術による柔軟な働き方を実現することにより、多様な人材の活躍の場の拡大、職員の生産性の向上にしっかりとつなげること。

3 頻発化・激甚化する自然災害に対応した国土強靱化について

(1) 震災対策のさらなる推進

- ① 南海トラフ地震など想定される被害をできる限り軽減するため、「名古屋市災害対策実施計画」の掲載事業を着実かつスピード感を持って推進し、あわせて「名古屋市地域防災計画」の充実を図るとともに、都市の防災機能の強化を図り、市民の安心安全の確保についてこれまで以上に積極的に推進すること。そのためにも、冠水、地震による緊急輸送道路等の被災状況の把握や指示、物資輸送等が速やかにできるドローンを活用したネットワークづくりとそれを可能にする組織体制の構築について東京消防庁を参考に積極的に進めること。
- ② 平成30年12月に改定された国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、令和2年度に改定した名古屋市地域強靱化計画に基づき、国土強靱化関連事業の着実な推進のため、財源確保に向けて国に対して必要な要望を行うこと。また、今後設置される防災庁と連携を密にした上で、地域強靱化を推進すること。
- ③ 防災対策の充実・強化については、名古屋市が最優先で取り組まなければならない課題であり、全市一丸となって取り組むとともに、必要な財源について確保に努めること。
- ④ 広域避難場所等へ無料公衆無線LANの整備を行い、想定される帰宅困難者・外国人来訪者が安否確認及び情報収集を簡易に活用できる通信インフラ整備を積極的に行うこと。
- ⑤ 災害時に重要な役割を果たす緊急輸送道路等に位置する橋りょうについて耐震化を早急に進めること。
- ⑥ 国・県・名古屋港管理組合と連携して、防潮壁、河川堤防を組み合わせた津波被害の抑制を図ること。
- ⑦ 河川管理施設の耐震対策については、国から示された南海トラフ地震の被害想定に基づき、安全度の調査を早急に実施し、危険度に応じた必要な処置を講ずること。
- ⑧ 引き続き、津波避難ビルの指定拡大に努め、充足率を確保できるよう追加

で避難場所を確保すること。また、防災教育指導の充実に努めること。

- ⑨ 南海トラフ地震等の被害想定に基づいて、地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる防災上必要な公園の整備を早急に行うとともに、防潮壁及び河川堤防の整備等、関係機関等と連携して、中長期的な視点から、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による防災まちづくりを積極的に推進すること。
- ⑩ 災害時における建築物の倒壊等による被害を軽減するため、令和7年3月に内閣府が示した被害想定を踏まえ、民間木造住宅の耐震改修に係る補助制度の拡充や、市設建築物等の耐震化を速やかに進めること。
- ⑪ 非常時においても市民生活や都市活動に必要不可欠なライフラインの速やかな機能の回復が望まれることから、上下水道基幹施設、配水管及び下水管の耐震化を積極的に行うこと。
- ⑫ 地震や津波などの大規模災害時には、通信インフラの損壊やアクセス集中からの通信途絶が懸念されることから、災害時医療救護体制の確保のため、災害医療救護の拠点間の安定的な通信インフラ整備を進めること。
- ⑬ 食糧及び生活必需品などの備蓄物資については、状況の変化等による社会的ニーズを把握し、必要に応じて新たな品目の追加を検討するとともに、民間事業者と連携した流通備蓄の仕組みを活用すること。
また、更新時期を迎える備蓄物資については、市立小中学校の児童・生徒への配布を通じた防災教育や啓発など、有効活用に取り組むこと。
- ⑭ 災害時の排泄は切実な問題であり、令和8年熊本地震においても依然として、避難生活でのトイレ環境が課題として挙がっており、被災者の健康維持や良好な生活環境を確保することは行政の責務である。
そのため、車イスでの利用も可能となるよう、小中学校のトイレの整備・改修を行うとともに、避難場所として活用される公園などに設置されているトイレの洋式化・多機能化を行うこと。それまでの間、必要十分な災害用トイレを早急に備蓄するとともに、避難が長期化した際にも不足することがないよう、近隣市町村、民間事業者等との連携体制を強化すること。また、防災訓練やイベントでの設置・体験利用、学校における防災教育など、平常時から市民が災害用トイレについて理解を深めることができる取り組みを進めること。

- ⑮ 名古屋大都市圏は三大都市圏の一角を占めており、首都圏と同時被災の可能性が低く、今後開業が予定されるリニア中央新幹線を含む広域交通ネットワークの結節点でもあり、また、都市の中核機能が強固な地盤を持つ熱田台地の上にあるという特性も持つことから、首都圏が被災した際のバックアップも見据えた防災・都市機能の強化を進めること。
- ⑯ 大規模地震発生時における電気火災を防ぐための対策として、延焼リスクの高い主な木造住宅密集地域において多くの方に感震ブレーカーを設置していただくことは非常に重要であることから、感震ブレーカーの認知度向上やその有用性を理解していただくための取り組みを行い、更なる設置促進に努めること。
- ⑰ 南海トラフ地震等の際に、緊急輸送道路において、沿道の建築物の倒壊により、物資や救援隊等の到着が遅れることがないように、民間の旧耐震基準の沿道建築物の耐震化に向けて、着実に推進が図られるよう取り組みを進めるとともに、国に対しても必要な措置を行うよう働きかけること。
- また、発災時に緊急輸送道路における緊急車両等の通行のため、国・県とも連携し、早急に道路啓開を行うことができる体制を構築すること。
- ⑱ 南海トラフ地震をはじめとした震災時において、電柱が倒壊することにより、緊急車両の通行を大きく妨げることが予想される。国も「無電柱化の推進に関する法律」を施行し、更には「無電柱化推進計画」を発表したことも踏まえ、緊急輸送道路を最優先として、早急に景観や歩行者の安心安全を含めた無電柱化の推進を図ること。
- ⑲ 大阪府北部の地震による被害を踏まえ、大規模地震発生時に倒壊の恐れのある老朽化の進むコンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート組立塀を金属フェンス等へ計画的に改修すること。
- また、民間のコンクリートブロック塀における撤去助成等の利用促進に努めること。
- ⑳ もはや災害ともいえる酷暑が昨今の社会問題となっていることから、市民の安心安全を確保する施策を検討すること。とりわけ、子どもに関しては、スポーツ行事の中止など緊急避難的な対応によって様々な影響が生じることから、今後の対応について検証したうえで、子どもの生活にとって最適となるように酷暑時の対応について検討すること。また、酷暑期において、子どもの命を守るための教育環境改善の観点に加え、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨など、他都市の災害の教訓も踏まえ、酷暑期に避難生活を余

儀なくされた避難者が健康を害することがないように、避難所となる小学校の体育館への空調設備の整備について速やかに実施すること。また、生涯学習センターについても早急に空調の整備を行うこと。

- ②① 災害救助法が適用される大規模災害に際し、本市が救助実施市として、被災者を円滑かつ迅速に救助できるよう、関係団体との連携強化等に取り組むこと。

- ②② 消防団の災害時活動拠点である消防団詰所の市による整備にあたっては、第一期整備を確実に進めるとともに、消防団と地域の実情に真摯に向き合いながら、社会情勢にも適応した新たな整備方針を策定し、南海トラフ地震等に備えて可及的速やかに進めていくよう取り組むこと。

また、整備期間中においても、消防団の活動に支障がないよう、消防団車両や装備の保管場所などの確保に努めること。

- ②③ 東日本大震災から16年が経過し、被災地支援において一定の役割を果たしたことから、令和7年度をもって職員派遣は終了したが、友好都市である陸前高田市との交流関係を末永く継続するため、市民交流団をはじめとする両市の交流事業や「絆の日」の趣旨に沿った取り組みを着実に進めること。

(2) 風水害対策の推進

- ① 都市中小河川の整備は緊急を要する問題であり、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などの集中豪雨により著しい浸水被害が発生している。こうした状況を踏まえ、河川や排水路の整備・改修を着実に実施するとともに、流域貯留施設やため池の整備等を推進し、浸水対策を一層強化すること。また、土日、深夜など閉庁時におけるゲリラ豪雨に対する、監視・管理体制についても強化すること。

- ② 治水上、特に重要な国直轄河川及び愛知県管理河川においても、治水・浸水安全度向上のため一層の整備を図ること。特に市内を横断する庄内川については、氾濫により市内の広い地域で浸水被害が発生すると想定されることから、その治水対策について、国と連携して積極的に取り組むこと。

- ③ 名古屋市総合排水計画に基づく浸水対策として雨水貯留施設の設置などのハード整備やソフト対策に加え、公共用地の活用や大規模開発に合わせた雨水流出抑制を推進すること。

- ④ 平成２７年水防法改正に伴い、想定最大規模の高潮等のハザードマップが本市において公表されたことを踏まえ、広域的な避難を含めた命を守るための対策を早急に検討すること。また、防災意識の向上、適切な避難行動につながる重要なツールであるハザードマップについて、より一層の効果的な周知啓発を図ること。

（３）防災教育のさらなる推進

防災において今後、自助・共助を担っていく子どもたちに、防災の重要性を理解させ、自らの命を守り抜くために必要な資質・能力を身に付けさせるため、また、子どもを通じて家庭・地域の防災意識の向上を図るため、国における「第３次学校安全の推進に関する計画」も踏まえ、幼稚園から高等学校まで発達の段階に応じた系統的・体系的な指導プログラムを設定するなど、一層の防災教育の充実を図ること。

4 福祉・健康施策のさらなる充実について

(1) 保健・医療施策の充実

- ① 少子化社会の中、子育て支援対策として、すべての子どもたちに等しく医療を提供するとともに、本市の補助に関するすべての施策において、所得制限を撤廃し、少子高齢化問題の有効な解消策を検討すること。
- ② 高齢化の進展によって窮迫する救急医療をはじめとした医療体制を維持するため、必要な財政的支援を行うよう国に対して働きかけること。また、一次救急を担う各区休日急病診療所の体制強化をはかること。
- ③ 新たな感染症危機に備え、感染症患者を受け入れる医療機関を確保するとともに、専門職の養成や検査機器の整備など検査体制の充実、医療資材等の備蓄を進めること。
- ④ 陽子線治療センターについては、安定的な事業運営を目指して、近隣自治体やがん診療連携拠点病院と連携し、今後も、適切に患者の紹介を受けられるような体制整備を図るとともに、他都市と連携しながら、これまでの診療報酬改定で保険診療となっていない適応疾病についても、陽子線がん治療が健康保険適用となるよう国に働きかけること。
- ⑤ 西部医療センターの新棟整備にあたっては、西部医療センターが本市北区及び西区の多くの患者を受け入れ、かつ同地域における唯一の災害拠点病院であることを踏まえ、地域の医療ニーズに応えながら、いつ起こるかわからない災害に備えるために、新棟整備及び既設棟改修の検討を着実に進め、早期の整備に努めること。
- ⑥ 市民がいつでも安心して適切な医療を受けられる体制を整備するため、市立大学医学部附属病院のより一層の経営健全化に努めるとともに、救急医療や災害医療といった政策的医療の充実を図り、将来にわたって安心・安全な医療を継続して提供すること。
- ⑦ 子宮頸がん予防接種の個別の勧奨にあたっては、対象者等に対しワクチン接種について検討・判断するために必要な情報を提供するとともに、接種を受けた方が接種後に体調の変化を感じた際に、適切に相談や診療などの対応が行われるよう、十分な相談支援体制や医療体制を確保すること。
- ⑧ 「名古屋市がん対策推進条例」に基づき、がん対策を総合的に推進すること。がん検診や腹部超音波スクリーニング検査を実施するとともに、検診及

び精密検査受診率の更なる向上に向けた取り組みを一層進め、がんの早期発見・早期治療を促進すること。

休日巡回乳がん検診の回数や勤労女性のための夜間の乳がん検診の検討など受診機会の拡充や、小中学生といった若い世代を含め、広くがんの予防についての正しい知識の普及を図るなど施策の充実に努めること。がん相談・情報サロン事業の拡充や、その周知に努め、がん患者のサポートを積極的におこなうこと。また、がん患者の希望に沿った療養が可能となるよう、緩和ケア病棟への支援など、緩和ケアの充実に努めること。

- ⑨ 歯と口腔の健康づくりは、高齢期のフレイル予防のみならず、全身の健康の保持増進、ひいては健康寿命の延伸にもつながることから、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた切れ目のない歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の実施や、咀嚼能力、嚥下機能等の口腔機能の維持向上を図るオーラルフレイル対策といった、ライフステージに応じた歯科口腔保健対策を総合的に推進すること。

（２）介護・障害施策の充実

- ① 第１０期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を計画的に進めるとともに、重度な要介護状態となっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進することにより、超高齢社会に対応して、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに努めること。
- ② 今後も増加が見込まれる介護サービス・障害福祉サービスの提供に必要な人材の確保や職員のスキルアップの支援に努めるとともに、従事者の処遇向上について必要な対策を講ずるよう引き続き国に要望すること。
- ③ 重症心身障害児者施設を円滑に運営するとともに、在宅の重度障害者への施策の充実とグループホームの拡充などの総合的な基盤整備を進めること。
- ④ 介護・障害福祉サービスを利用される高齢者・障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、事業者指導の体制強化を図り、適切に改善指導を実施すること。
- ⑤ 障害者及び障害児の地域における自立した生活を促進するため、すべての障害に対応する障害者基幹相談支援センターの充実及び相談支援事業所等のサービス提供基盤の整備を進めること。

- ⑥ 障害者基本法や障害者差別解消法等に基づき、障害者が安心・安全に暮らせるよう支援体制の充実に取り組むこと。また障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例に基づき、差別が内心からなくなるよう、障害及び障害者に対する理解を一層促進するとともに、差別事案が発生した際には迅速な解決に向け実効性をもって取り組むなど、相互理解に基づく差別のない社会の実現に向けた取り組みを力強く推進すること。
- ⑦ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）とその家族が安心して日常生活を送ることができるよう、包括的に医療的ケア児とその家族を支えるネットワークを構築すること。特に、支援が必要な医療的ケア児を誰ひとりとして取り残すことのないよう、関係する様々な機関や専門種が連携したサポートチームによる、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築すること。
- また、令和7年度に実施した医療的ケア児とその家族に関する実態調査により生活状況や支援ニーズを的確に把握し、今後の支援施策を積極的に推進すること。
- ⑧ 発達障害児者が地域で安心して生活できるよう、名古屋市立大学との連携を密にし、地域で発達障害の診療を行える医師の更なる育成を行うとともに、発達障害に関する専門的な知見・機能を活かした長期的な視点からの更なる支援を行うため、こころの発達診療研究センターの体制の充実を図ること。

（３）地域福祉の充実

- ① 地域福祉推進の重要な担い手である民生委員について、民生委員法に定められた職務のほかにも多くの自主的活動を担っている実態や、欠員の対応に伴う負担などがなり手の確保を困難にしているとの声があることを踏まえ、自主活動や欠員対応にかかる補助の実施を含めた負担軽減策に努めること。また、自主活動にかかる補助については、地域の委員全体の底上げが図られるよう関係局とも協議しながら検討すること。
- ② 認知症を含め、高齢者に理解のある社会を形成していくためには、子どものころから高齢者とふれあう機会があることが重要であるため、世代間交流の機会を増やす仕組みをつくること。
- ③ 敬老パス制度については、市民の健康維持にもつながることから、より誰もが使いやすくなるよう、交付率向上に向けた取り組みや一部負担金の値下げを推進する一方で、公平で持続可能な制度とするための市民や議会との重大な約束である暫定上限額１４５億円については遵守すること。

5 少子化対策・次世代育成支援について

(1) 教育施策の推進

- ① 「いじめ」や「不登校」など学校教育が直面する課題について、人権尊重の教育を推進するとともに、あらゆる暴力に対して子ども自身が自らの身を守る力を養う教育や相談システム・救済システムを充実させるとともに、教員の指導強化を図ること。
- ② 教育基本法や学習指導要領の趣旨を踏まえながら、郷土の良き歴史・文化・伝統について伝えることで、地域社会を大切にする教育の実践に努めること。
- ③ 特別支援学級の施設の充実に努めること。
- ④ 発達障害児が安心して身近な地域で療育を受けることができるよう、療育支援体制を充実すること。
- ⑤ 通常の学級に在籍する広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもたちに対して、教師の認識を深め、一人ひとりの障害に応じた学習等の適切な指導及び学校生活上の必要な支援を推進するとともに、相談体制の充実に努めること。
- ⑥ 学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資する学校教育活動の重要な柱であり、給食の質や運用体制の充実・改善を図ること。また、学校給食費の無償化に向けて、他都市の事例を参考にしつつ、早期実現への検討を進めること。
- ⑦ 不登校児童生徒への支援について、教育機会の確保という観点から、持続可能な制度により民間フリースクール等に通う児童生徒の保護者及び民間団体等への支援を実施すること。また、児童館における小中学生を対象とした平日日中の居場所づくりの取り組みについて、モデル事業を拡充すること。

(2) 児童虐待対策の強化

令和7年4月に改正した「名古屋市児童を虐待から守る条例」を踏まえ、本市から児童虐待を撲滅し子どもの権利を保障するため、これまで推進してきた児童虐待の早期発見・早期対応のみならず、「川上対策」となる虐待の発生予防も含めた対策を着実に進めること。

（３）放課後子ども施策の推進

トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業の現状、並びに「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」を踏まえ、子どもたちの視点、子育て家庭の支援、及び子育てにおける家庭と地域の協働を促す観点に立つとともに、地域に負担をかけずに運営できるよう人材の確保・育成に向けた支援を行い、子どもたちの豊かな放課後の実現を図ること。

（４）保育提供体制の確保

保育所等利用待機児童対策として、より相談しやすい環境整備に努め、保育ニーズを的確に把握し、民間保育所等の老朽改築など様々な手法により、必要な利用枠の維持・確保を図ること。また、保育所と地域社会の連携を図るため、近隣に居住する児童の優先的な利用などについて着実に実施すること。

（５）子どもの貧困対策の推進

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携の下、総合的な支援の推進に努めること。

（６）名古屋市立大学への支援

- ① 18歳人口が減少に転じていく中、多くの若者を惹きつけ、優秀な人材を育成することができる魅力ある大学となるよう、中期目標の実現に向けて適切な措置を講ずること。
- ② 令和5年4月に新設されたデータサイエンス学部での情報通信やデータ分析分野における人材育成をはじめ、優秀な人材を確保し、育成するために、市立大学との連携を密にし、教育実施体制の充実に向け調整を図ること。
- ③ 将来にわたり、優れた教育・研究環境を確保し、学生から選ばれる魅力ある大学であり続けることを目指し、キャンパスの再編整備を進めること。整備を進めるにあたっては、地域に開かれたキャンパス等について検討すること。また、研究機器の整備や博士課程学生への経済的支援など、市立大学の研究基盤の強化を図るために必要な支援を行うこと。
- ④ 市立大学病院は、医学研究機関としての役割を果たすため最先端の医療機器の導入などにより高度で先進的な医療機能を拡充整備し、地域の中核医療

機関として安心・安全で開かれた医療の提供に努めること。とりわけ、増え続ける救急患者や重篤患者を受け入れる救急医療、南海トラフ地震の際の災害拠点病院として救急災害医療センターを運営するとともに、老朽化した西棟の取り扱いをはじめ、将来を見据えて桜山キャンパスの全体的な検討を進めること。また、大学病院として優れた見識と技能を持ち、地域医療を支える優秀な人材の確保・育成に努めること。さらに、そのために必要となる財政措置を講ずること。

- ⑤ 附属中等教育学校の設置については、子どもたちが自ら考え、自ら学び、個性を伸ばすことができる学校となるよう、関係者や地域と丁寧に調整の上、滝子キャンパスの再編整備を踏まえ、令和11年の開校を目標に着実に取り組むこと。

6 安心・安全で住みよいまちづくりについて

(1) 安心で安全なまちづくり

- ① 市設建築物や、道路、道路橋などの公共土木施設は高度経済成長期に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることになる。このような状況に対応するため、名古屋市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や再編整備、保有資産の有効活用などの取り組みを積極的に推進すること。
- ② 地域、警察、事業者等と連携した犯罪防止に向けた取り組みを行い、児童の登下校の安全確保や地域防犯活動の支援に努めるとともに、暴力団排除条例に基づき、条例の周知と暴力団の排除を推進するなど生活安全対策を進めること。
- ③ 高齢者や児童などの交通弱者に対し、通学路の安全点検の実施や交通安全教室の実施、横断歩道のカラー化の早期実現など、ハード・ソフトの両面から住民目線の交通安全対策を進めること。
- ④ 弥富相生山線については、自然環境への影響に配慮しつつ、入り込み交通や渋滞の解消を始めとする多面的な効果を発揮させるため、早急に道路を開通させること。
- ⑤ 管理不全な状態となった空き家が放置されることによる建物の倒壊、建築材等の飛散、犯罪行為の誘発等の危険防止のための取り組みを強化するため、空家等対策の推進に関する条例及び法律に基づき、関係局が連携して必要な指導等を実施すること。また周辺に危険を及ぼしている空き家を所有者等が自ら除却するための老朽危険空家等除却費補助金などの支援策を充実すること。
- ⑥ 私有地内に山積みされているごみ問題、いわゆる「ごみ屋敷」問題については、安全で安心な生活の点から不安に思う市民が多いことを鑑み、区役所や関係局との連携を密にするとともに、行政代執行などの必要な措置及び支援を講ずることにより、問題の解決に努めること。
- ⑦ 市民に対し安心・安全な生鮮食料品の安定供給を図るため、中央卸売市場の整備においては、市場のあり方基本方針に基づき、市場関係者の意見も十分に踏まえ、施設整備及び施設の老朽化に対応した基幹設備の改修を早期に

実施すること。

- ⑧ 警察や地域団体等の関係機関・団体とも連携し、客引き行為等の禁止等に関する条例に基づく客引き行為等対策を推進すること。
- ⑨ テロ等の危機事象の発生に備え、市民へのきめ細かな情報提供及び愛知県警などの関係機関と情報交換や連携強化を図るとともに、職員への注意喚起を図るなど市有施設の安全確保に努めること。
- ⑩ 犯罪被害者等支援条例に基づき、警察や犯罪被害者等早期援助団体等との連携をより深め、地方自治体として支援を必要とする犯罪被害者等の相談に応える専任の職員を配置した窓口を設置するとともに、国が策定する犯罪被害者等基本計画や犯罪被害者等の意見を踏まえ、経済的負担の軽減を図る施策を充実させるなど、積極的に犯罪被害者等への支援に取り組むこと。
- ⑪ 犯罪加害者家族が、社会から攻撃を受けたり、排除されたりするなどの可能性があることから、精神的・経済的・社会的ダメージを除去するために、十分な支援を行うことができる制度を整備すること。特に、犯罪加害者家族に属する子どもが健やかに成長する環境を守るために、教育を受ける権利や子どもの発達権が保障される措置を講ずること。あわせて、市民に対する啓発活動・人権教育の徹底、専門家等とのネットワーク整備、民間の支援組織への財政的支援についても講ずること。
- ⑫ 子どもたちを性的暴力及び犯罪から守るため、子どもたちが「一人一人かけがえのない存在」であり、権利侵害（被害）の防止には自らが主体的に行動できることを、啓発・教育するなど、令和8年12月に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に着実に対応すること。あわせて、子どもたち・保護者等が権利侵害に対して安心して相談できる体制を、名古屋市子どもの権利相談室（なごもっか）・なごや子ども応援委員会の連携等により、構築すること。
また、なごもっかにおける相談手法については、現代の子どもたちにとって気軽に相談しやすいSNS等の活用を含め、より相談しやすい方法の拡充に向けて取り組むこと。
- ⑬ 大規模災害時においても機能不全に陥ることがないように、情報通信技術の進化を的確に捉え、先進的な技術を積極的に導入しながら通信体制の強化を進めるとともに、指令センターの共同運用については、愛知県の代

表消防本部である本市がリーダーシップを発揮し、市町境界付近における出動指令の迅速化など消防力の強化を図ることができるよう、運用体制を充実させていくこと。

(2) 環境首都なごやのまちづくり

- ① ヒートアイランド現象への対応や水素社会の実現、脱炭素社会に向かう先行的な取り組みの導入促進、生物多様性の保全・再生など、環境首都なごやにふさわしいまちづくりとして、環境対策を積極的に推進すること。
- ② 都心部においては、公共交通機関で移動するより、徒歩や自転車の方が利便性も高く、環境や健康増進の面からも道路環境を確保する必要があることから、自転車駐車場整備や自転車通行空間の整備を積極的に推進すること。また、民間によるシェアサイクルの事業を支援すること。
- ③ 高齢者や障害者等、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できるよう、道路や施設のバリアフリー化を促進すること。また、鉄道駅へのエレベーターや可動式ホーム柵の設置、ユニバーサルデザインタクシーの導入など、民間事業者を含めた公共交通機関のバリアフリー化を積極的に進めること。
- ④ L E D化については、積極的に推進し、環境負荷の軽減を図るとともに、電気代等のコスト削減につなげること。全市的に、L E D化を進めるため、環境局が中心となり、ロードマップ等の作成を進め、スムーズなL E D化を実施すること。
- ⑤ ペロブスカイト太陽電池については、国が策定した「次世代型太陽電池戦略」において普及に向けた方向性が示されていることを踏まえ、本市においても、技術・市場の動向を勘案しつつ、市施設への導入に向けた検討を進めること。

(3) 水の総合的管理

- ① 徳山ダムと一体不可分である「木曽川水系連絡導水路」については、渇水をはじめ、水資源を巡るリスクに対応ができる本市にとって重要な施設であることから、関係機関と協議するなど、事業の推進に努めること。
- ② 水害の激甚化等を鑑み、これまでの浸水対策に加え、既存ダムの洪水調節機能の強化など、水災害リスクの増大に備えるために流域全体で治水を行う

取り組みが全国的に進められていることから、ダムを利用する利水者としての立場を踏まえながら協力すること。

- ③ 老朽化した上下水道基幹施設、配水管及び下水管の整備、改修を長期的視野に立って、A I 等の最新技術を活用しながら、計画的かつ効率的に行うこと。
- ④ 下水道未整備地域の解消については、引き続き積極的な整備を進めること。
- ⑤ 「日本一 安心・安全でおいしい水道水」の安定供給を目指す取り組みの実施により、水道水の品質管理に関する総合的な取り組みを強化し、より高品質な水道水をより安く供給できるように努めること。

局 別 要 望

・ 防災危機管理局	32
・ 市長室	34
・ 総務局	35
・ 財政局	38
・ スポーツ市民局	39
・ 経済局	42
・ 観光文化交流局	44
・ 環境局	46
・ 健康福祉局	50
・ 子ども青少年局	57
・ 住宅都市局	61
・ 緑政土木局	64
・ 消防局	69
・ 上下水道局	71
・ 交通局	74
・ 教育委員会	76

防災危機管理局

1 大規模災害対策の推進

- (1) 大規模災害の発生及び有事に備え、防災関係機関との連携を一層強化し、総合的な防災対策を推進すること。広域応援については、国の制度改正を踏まえつつ、オンライン支援などの新しい知見も取り入れ、適切な受援体制を確保するとともに、とりわけ大災害時や有事の際には、自衛隊との協力が不可欠であるので、日頃より連携に努めること。
- (2) 東日本大震災や能登半島地震を教訓に発生が懸念される南海トラフ地震による被害想定等に基づいて、地震防災対策の推進を行うこと。特に、大都市特有の課題である帰宅困難者問題について対策を検討し、推進すること。
- (3) 大規模災害発生時、市民に災害情報を迅速かつ正確に伝達できる方策を強化促進するとともに、地域の中での情報連携について検討し、推進すること。
- (4) 大規模災害の発生や有事に備え、避難市民が自ら行う正確な情報入手手段のための無料公衆無線LANを広域避難場所に積極的に整備すること。
- (5) 市内に存在すると言われている活断層については、本市独自で調査を行うこと。
- (6) 避難確保計画の作成が義務付けられているすべての要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練が実施されるよう取り組むこと。
- (7) 農業基盤として整備される農業用水路、排水機場等については、局部的豪雨や台風時に大いに役立つことから、防災的観点からも緑政土木局と連携して整備を進めること。
- (8) 広域避難場所や一時避難場所など、災害時の避難場所として重要な公園について、災害時に求められる役割が発揮されるよう、災害対応設備の充実など緑政土木局と連携して整備を進めること。
- (9) 指定避難所の確保にあたって、地域によって人口が急増している地域もあり、大規模災害時に既存の指定避難所のみで収容しきれないことが想定されることから、被害想定や人口動態等を踏まえ、必要に応じて指定避難所の収

容スペース等を見直すこと。

1 広報活動の充実

市政に関する広報活動を充実させるため、広報媒体の中心である「広報なごや」について、より市民に身近な広報紙とするための視点を常に持ち、「市民が読みたくなる」「市民が自身に必要な情報を受け取ることができる」といった、市民本位の紙面づくりに努めるとともに、有料広告による経費節減に努めること。また、ウェブサイトにおいては、市民だけでなく市外の方にも名古屋市の情報をわかりやすく届けられることができるよう、利用者視点に立った継続的な改善を実施すること。

さらに、時代に対応した広報として、ウェブサイトとの連携とともに、X（旧 T w i t t e r）をはじめとした S N S を活用した広報にも注力することで、フォロワー数や表示回数といった客観的な指標の向上を図ること。加えて、広報活動の効果をより高めるため、広報の成果を定量的に把握できる評価手法の検討を進め、効果的な広報戦略の構築に資する体制整備を実施すること。

総務局

1 効率的な行政の推進

- (1) 市民サービスへの影響に留意しながら、効果的・効率的に市政を運営する仕組みを構築すること。また、事務事業の見直しを進めるとともに長期的視点をもった行政運営や新時代に対応した体制づくりの推進に心がけること。
- (2) 指定管理者制度については、施設の特性に応じた柔軟な運用となるよう配慮すること。また、指定管理者の選定にあたっては、民間の参入機会を確保するとともに、公の施設としてのサービスが安定的かつ継続的に提供されるよう留意するなど、常に制度改善に努めること。

2 中部国際空港の利用促進

中部国際空港においては、インバウンドをはじめ航空需要の早期回復を図るため、路線拡充や増便など空港の利用促進に努めること。また、将来の航空需要動向などを考慮しながら、空港へのアクセス充実を図るため西名古屋港線（あおなみ線）から空港への延伸等について、関係機関とともに調査・検討を進めること。

3 人件費の削減

厳しい財政状況に鑑み、人件費削減に自主的に努めるとともに、各種手当等を現在の社会情勢に見合う形に改めていくこと。

4 名古屋市立大学への支援

- (1) 市立大学は、公立大学法人として自主財源の確保に努め、安定的で自律的な大学運営を行うこと。また、教育・研究レベルの向上に努めるとともに、市民のための大学として地域社会への貢献を果たしていくこと。
- (2) 「医療デザイン研究センター」により産学による医工連携が一層図られ、医療機器産業が当地域の有力な次世代産業に成長することが期待されており、市立大学からメディカルイノベーションを発信できるよう支援すること。

5 地方創生の推進

国が地方創生で掲げる人口減少への対応や東京一極集中の是正は、本市にとっても非常に重要な課題であることから、名古屋市の地方版総合戦略を兼ねる名古屋市総合計画2028について、全庁をあげて着実に推進すること。

6 職員の育成と人材の確保

行政課題が高度化・複雑化する中、限られた人材で市政を着実に推進していくため、採用試験制度の不断の見直しや処遇改善、名古屋市役所で働く魅力ややりがいの発信等に危機感を持って取り組むことで時代の変化に対応できる優秀な人材の確保に努めるとともに、これまで以上に職員の質とやる気を向上させ、名古屋市職員としてのプライドを持った職員の育成に努めること。

また、研修などにより民間企業等との交流を進めることや、専門性を必要とする分野においては、民間人材を採用するなど様々な知見等の活用を図ること。

7 平和行政への取り組み

戦争の残した教訓や平和の大切さを後世に伝えるため、「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において、企画展示や語り継ぎの内容等を工夫し、若者を中心に来館者の増加に努めること。

また、「なごや平和の日」を中心に、年間を通じて広く市民に対して平和への意識醸成を図ること。

8 ラリージャパンへの参画

ラリージャパン2027実行委員会へ参画し、名古屋市内でのオープニングセレモニーの開催に加え、競技実施の実現に向けて取り組むこと。

また、ラリーを通じて次世代人材の育成にもつなげるとともに、ラリージャパンへの参画を通じて、本市の魅力を国内外に発信し、都市ブランドの向上につなげること。

9 第60回アジア開発銀行年次総会の開催準備

国、県及び経済界と協力し、アジア開発銀行年次総会が成功するよう、万全の受入れ体制を構築し、運営を確実かつ効果的に行うための準備を着実に進めるとともに、年次総会の開催が、本市の国際的知名度・都市ブランドの向上や当地域とアジア各国との経済的な結びつきの強化につながるよう取り組むこ

と。

10 国際化施策の推進

- (1) 本市の国際交流の一層の推進、ひいては国際都市としてのプレゼンスの向上をめざして、観光・文化の分野にとどまらず、経済・環境・スポーツ・多文化共生など様々な分野における施策を各局と連携し、全庁一丸となって推進すること。
- (2) 留学生会館の運営等の留学生施策の充実を図ること。
- (3) 姉妹友好都市・パートナー都市との交流を積極的に推進すること。
- (4) 国際交流活動を一層活発にするため、国際交流事業積立基金を十分活用すること。

財政局

- 1 真の分権型社会を実現するために、地方間の格差是正という議論にのみ終始することなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、明確化した上で、国が行うべき事務以外のすべての事務を地方に移譲し、かつその役割分担に見合う税源を一体的に移譲するよう国に働きかけること。
- 2 政令指定都市においては、事務配分の特例により道府県の事務が移譲されているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていないことから、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される大都市特例税制を早期に創設するよう国に働きかけること。
- 3 法人市民税超過課税の廃止を早期に実現すること。
- 4 競輪・競馬事業は、売り上げ増及び経費削減等の方策を着実に推進し、利益金を継続的に配分するよう構成団体として働きかけること。
- 5 財源の拡充強化を図るため、市税などの徴収率の向上に努めること。また、未利用地の売却、行政財産の貸付拡大はもとより、提案型ネーミングライツやデジタルサイネージの導入による広告料収入の拡大など、保有資産の一層の有効活用による新たな財源確保に努めること。
- 6 財源配分型予算編成システムによる予算編成は、全体が縮こまりがちになってしまうことや、経常経費として積算された予算内の施策については優先順位を局内でつけるため、局の分野を超えた大胆な政策決定がされにくいなどの問題点が出てきていることから、これらの課題を改善するよう努めること。
- 7 用地先行取得特別会計で管理する土地については、財政局が主導する形で関係局と調整し、計画的に買戻しを進めることで、保有高の早期縮減を図ること。

スポーツ市民局

1 地域振興・市民活動の推進

- (1) 各区役所の特性や実情に応じて、より便利で快適な窓口サービスの提供を目指すとともに、区役所が自主性を高め、区民とともにまちづくりを進められるよう、一層の区役所改革に取り組むこと。また、区政協力委員をはじめ地域の担い手の高齢化やなり手不足が顕在化している中、早急に対応策を検討すること。
- (2) 整備方針に基づき、コミュニティセンターの未設置学区の解消を早期に図り、コミュニティ活動の促進に努めること。また、既設のコミュニティセンターについて、バリアフリー化等の改修を早急に進めること。
- (3) 地域コミュニティのあり方検討について、区政協力委員の負担軽減のみならず、成功事例も踏まえ、従前の地縁団体以外の多様な担い手を創出し、重層的な地域コミュニティとすることを目的とした調査・検討を進めること。
- (4) NPO団体の果たす役割を踏まえ、必要な施策においては市民活動推進センターが中心となり、NPO団体との協力・協働を図り、市民ニーズに応えていくこと。
- (5) 地域の日本語教育の体制づくりをはじめ多文化共生に資する各種事業の充実を図ること。

2 安心・安全・快適まちづくりの推進

- (1) 防犯カメラの設置や防犯灯のLED化などの地域の取り組みの支援を通じ、防犯・生活安全対策を積極的に推進すること。特に、防犯カメラの設置については、防犯意識の高まりからその重要性が認識されてきているが、設置には膨大な費用がかかり、地域だけでは必要と思われるすべての防犯カメラを設置できないため、他都市の状況を踏まえ、現行の補助制度のさらなる充実に努めるとともに、設置場所をはじめ地域からの相談に丁寧に対応するなど、地域と市、警察が連携して計画的に防犯カメラを設置できるようにすること。
- (2) 全国的に子どもが犠牲となる事故や高齢運転者による事故が発生しており、また、市内では、高齢者の交通事故死亡者数が交通事故死亡者数全体の半数

を占める中、「子ども対策」や「高齢者対策」に重点を置き、交通事故の根絶を目指した市民の交通安全意識啓発などの交通安全対策を積極的に推進すること。

- (3) 令和5年度から全国的にも自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたが、依然としてヘルメットを着用していない大学生や高校生などの若者が多く見られる。令和5年9月には、昭和区において、自転車通学の高校生が死亡するといった痛ましい事故も起きている。自転車乗車時のヘルメット着用について一層の啓発を行うこと。
- (4) 令和7年の特殊詐欺の被害金額は前年に比べて大幅に増加していることから、本人に対する注意喚起に加えて家族、友人、知人の見守りによる被害防止につながる重点的な広報啓発について、警察と連携しながら推進すること。

3 消費生活の安定・向上

消費生活の向上のため消費者の支援、啓発に努めるとともに、悪質商法による消費者被害の防止に努めること。

4 男女平等参画推進施策の充実

男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等参画推進なごや条例に基づき、男女平等参画基本計画の推進に努めること。とりわけ、各種審議会等への女性の登用に積極的に取り組むとともに、男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談や男性相談、男女平等参画に関する啓発・普及、DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶への取り組みなど施策の充実に努めること。

5 スポーツの推進

- (1) 名古屋の活性化、市民スポーツの振興のため、世界大会や全国的なスポーツ大会の開催に努めるとともに、スポーツに多くの市民が取り組めるよう、地域における子どものスポーツ活動の充実をはじめとしたスポーツを実施するきっかけや機会の提供に努めること。
- (2) 2026年に開催された第5回アジアパラ競技大会を契機として、障害者スポーツへの関心が高まっている中で、障害のある方もない方もともにスポーツを楽しめるインクルーシブな社会の実現に向けて、旧西区役所跡地における新たな障害者スポーツセンターの整備計画を着実に進めること。また、整備にあたっては、地元住民、障害者団体をはじめとする関係団体・機関等

の意見を聞きながら整備を進めること。

- (3) 市民スポーツの振興のため、スポーツセンターの各区建設の早期実現と合わせ、既設スポーツ施設の改善整備を早急に図るとともに、スポーツ振興施策の推進に努めること。
- (4) 瑞穂公園については、市民スポーツの振興のため、総合運動公園としての機能を充実すること。また、国際的な大会等を開催し、本市の都市魅力を発信することができるよう、老朽化した施設等の改修を着実に進めること。これらの整備にあたっては、渋滞や違法駐車の解消にも配慮すること。
- (5) 総合体育館の体操競技器具については、規格外や耐用年数を大幅に超えた器具の更新に取り組むとともに、国際スポーツ大会の誘致を進めること。

6 北朝鮮による日本人拉致問題

近年、北朝鮮による拉致問題についての風化が指摘されている。拉致の疑いが濃厚とされている「特定失踪者」も含め、いっそうの啓発活動等に重点をおき、市としても様々な場面において、問題解決のために国と連携をとること。

1 新たな価値を創出する産業の振興と中小企業対策

- (1) 国の「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市に、本市を含む当地域が選定されたことを受け、国、経済界、大学、愛知県等との連携を密にし、より一層スタートアップ支援やイノベーションの創出に努めること。
- (2) 名古屋産業振興公社を活用することにより、ベンチャー企業支援や創業支援を推進し、情報産業などの次世代産業の育成・支援やデザイン等のクリエイティブ産業の振興に努めるとともに、先端技術研究施設や産業の誘致を図ること。
- (3) 東京圏や大阪圏など他の都市圏に負けないよう、見本市・展示会機能を強化し、中小企業の取引機会の拡大を図ること。また、地元経済団体と連携し、対日投資の促進など国際的な経済交流を推進するとともに、愛知県と協議を進め、本市への民間投資を促進するための制度の創設に取り組むこと。
- (4) 中小企業の新製品開発力の強化を支援するとともに、工業研究所やなごやサイエンスパークにおいて、産学行政の連携・交流を積極的に推進することで産業技術の振興に努めること。また、サイエンスパーク Bゾーンについては、医療・福祉・健康産業の振興等を図るゾーンとして事業を着実に進めること。
- (5) ロボカップ2017名古屋世界大会の成果を引継ぎ、ロボット、人工知能、IoT等の研究開発及び普及の促進、次世代を担う産業人材の育成等に積極的に取り組むこと。
- (6) 中小企業の経営基盤を強化するため、各融資制度の拡充を図り、事業資金の調達に支障を来している中小企業に対する金融の円滑化に努めること。また、代位弁済などの債権回収において、悪質なものについては法的措置をとるなど毅然たる態度で臨むこと。
- (7) 活気あるまちづくりを進めるため、都心商業地の活性化や商店街が行うコミュニティ機能の充実、魅力とにぎわいのある商業地づくりへの支援など、商店街の活性化に向け積極的に取り組むとともに、公設市場などの地域密着

型市場づくりを支援すること。

2 流通の円滑化

安心・安全な生鮮食料品を安定的に供給するため、中央卸売市場においては市場内関係者と協力し、周辺環境にも十分配慮しながら、食の安全性を確保する取り組みを実施するほか、市場機能のより一層の充実強化に努め、老朽化した施設の改修等についても緊急性の高いものから順次整備を実施すること。

観光文化交流局

1 文化の振興と観光・コンベンションの誘致等

- (1) 復元された名古屋城本丸御殿の魅力を活用した誘客及び情報発信に努めること。また、障壁画の復元模写を推進するとともに、実物（国指定重要文化財）の展示も積極的に行うこと。
- (2) 本丸外の無料化実証実験については、名古屋城の更なる魅力向上や賑わいの創出につながるよう、無料とする範囲や開門時間の変更などを含め、実験方法の手法をよく検討して取り組むこと。
- (3) 名古屋城金シャチ横丁第二期整備については、義直ゾーンと宗春ゾーンの回遊性を高めるとともに、不足する休憩機能や博物館ゾーンの整備により、更なる魅力向上に取り組むこと。
- (4) ホール不足の現状や著しい老朽化に対応するため喫緊の課題である市民会館の建て替えについて、利用者ファーストの意識を持って、将来にわたり愛される施設となるよう、利用者や関係者等の意見を幅広く収集するとともに、関係局とも連携して整備推進を図ること。
- (5) 国際的、全国的な文化事業の開催に努め、地域に根ざす文化も守り育てるなど文化事業の一層の充実を図るとともに、名古屋フィルハーモニー交響楽団の質的向上、財政基盤の安定に努めること。
- (6) 映画やドラマの映像を活用し名古屋の魅力を全国に発信するため、本市の観光資源や施設を活用する方策を検討するとともに、関係機関にPRを図り、ロケーション撮影の誘致に取り組むこと。また、大型国際会議や大型見本市・展示会等の誘致に努めるほか、大規模イベントの開催を積極的に推進すること。
- (7) 名古屋への観光客の誘致を促進するため、パートナー都市との連携を積極的に推進すること。
- (8) 観光消費額の拡大を図るため、観光施設や公共交通機関の営業時間拡大を検討するとともに、飲食店など民間事業者との連携により、ナイトタイムエコノミーの振興に取り組むこと。

- (9) 観光客誘致において、タクシーサービスの向上は必須であることから、タクシー車内の「無料W i - F i 設備整備費」の補助について検討すること。
- (10) 公益社団法人日本将棋連盟と本市が締結した文化振興に係る連携協力に関する協定を踏まえ、市民が日本の伝統文化である将棋に対する関心を高め、触れる機会を創出することにより、将棋文化の普及・振興に取り組むこと。

2 歴史まちづくりの推進

- (1) 歴史的建造物の保存・活用や身近に歴史が感じられるまちづくりなどを通じて、地域の歴史的資産を活かした魅力的な都市環境の維持・形成を図ること。
- (2) 本市と北海道八雲町について、旧尾張藩の時代である約150年前から現在まで続く歴史や文化的なつながりを大切にし、さらなる交流を進めていくこと。

環境局

1 環境首都なごやの実現

- (1) 水素エネルギーの利活用や建築物のZEH・ZEB化など脱炭素社会に向かう先行的な取組の導入促進、市民・事業者との協働による循環型社会の構築、自然共生社会の実現に向けた生物多様性の保全・再生など環境首都なごやにふさわしい、かつ他都市を先導するような環境対策を積極的に推進すること。また、リニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりに対しても、積極的な働きかけを行うこと。
- (2) 環境首都なごやの実現に向けて、名古屋駅周辺・伏見・栄地区の開発事業者に対して、具体的な環境配慮事項や手法について示した「都心における環境配慮に関する指針」や「なごやグリーンインフラまちづくりガイド」を普及させるとともに、市が率先して施設や整備に環境配慮を取り入れていくために、基金を創設するなど、都心部における環境に配慮した施設整備を進める仕組みを構築すること。

2 環境保全の取り組み

- (1) 再生可能エネルギーについては、太陽光発電や太陽熱利用などの普及拡大を図るとともに、市施設においては省エネルギー対策を含め積極的に推進すること。特に日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池について、技術・市場の動向を勘案しつつ、率先して導入の検討を行うこと。
- (2) カーボンニュートラル達成に向けた切り札である水素エネルギーについて、燃料電池自動車の普及や水素を供給するインフラ整備、産業分野での利用促進等、水素サプライチェーンを構築するための取り組みを関係局等と連携して進めること。
- (3) 紙の使用量削減は、ごみの削減、森林の保護、温室効果ガス排出量の削減につながることから、タブレット会議システムの導入をきっかけに、環境局が先導して、各局室区において、より一層の紙の使用削減に取り組むよう、積極的な働きかけを行うこと。
- (4) 「SDGs 未来都市」に選定されたことを契機に、経済・社会・環境が調和した持続可能な都市の実現を目指して、環境問題に高い意識を持ち協働・

連携し、自ら行動できる人づくりを進めるため、環境教育の一層の推進を図るなど、SDGsの達成に向けて取り組むこと。

- (5) 法律・条例に基づき、工場等の公害発生源に対する規制指導を引き続き適正に実施するとともに、常時監視機器の整備など、一層の機能強化を図り、よりきめ細かな環境監視に努めること。
- (6) アスベスト問題については、市民の不安を解消する観点から、相談窓口の充実を図るとともに、市民に対する情報の提供を積極的に行うこと。また、アスベストの飛散防止等の指導の徹底を図ること。
- (7) PM2.5の環境基準を達成・維持するため、原因物質の解明を進めるとともに、排出抑制のための取り組みを推進すること。
- (8) 大気汚染対策と併せて二酸化炭素による地球温暖化防止対策を推進するため、電動車の公用車への率先導入、民間への普及拡大のためのゼロエミッション車の助成制度の拡充に努めること。
- (9) 東海旅客鉄道株式会社所有の未利用新幹線障害跡地の活用を促進するため、景観や環境保全に配慮しつつ、地域住民との連携を図り、市民菜園やレクリエーションの場としての活用策などを総合的に検討し、関係機関に働きかけること。
- (10) 気管支ぜん息患者は減少傾向にあるが、引き続き一層の環境保健事業の充実に努めること。
- (11) 環境保全に活用できる新たな財源として、まだ価値化されていない環境価値について、J-クレジットの更なる創出に向けて取り組むこと。

3 廃棄物の減量と処理

- (1) ごみ非常事態宣言から25年が経過したが、今後も社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、「プラスチック資源循環の推進」と「食品ロスの削減」を重点施策として掲げる第6次一般廃棄物処理基本計画に基づく「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策を着実に推進すること。
- (2) 大量リサイクルに陥ることなく、ごみの「発生抑制」及び「再使用」を重視した施策を進めると共に、拡大生産者責任を徹底するための法整備について、国に働きかけを行うとともに、使用済小型家電に含まれる有用な金属の

適正なリサイクルを推進すること。

- (3) 分別やリサイクルについて、市民がその意義や効果をしっかりと理解したうえで自発的かつ持続的に取り組むことができるよう、周知・広報等の一層の充実に努めること。
- (4) 事業系ごみの大半を占める「紙類」のさらなる資源化率向上のため、現在ごみとして扱われている、大規模事業所等から発生する雑古紙等のリサイクルを進め、ごみの減量と資源化率の向上を図るとともに、集団資源回収における古紙の持ち去りに対する対策を進めること。
- (5) 資源・ごみ持ち去り防止対策の推進については、令和8年4月1日に施行した名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例の周知等をはじめ、適切な対策に努めること。
- (6) 使い捨てプラスチック製品の使用抑制を市民に促すとともに、令和6年4月から開始したプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括収集について、分別が市民に定着するよう、引き続き、効果的な広報・啓発に努めること。また、市が啓発物品を調達する際のプラスチック削減の取り組みをより一層進めること。
- (7) 令和8年度、9年度のモデル事業の期間の中で、できる限りの検討や課題解決に取り組み、市民の利便性向上のため、早期に全市での資源各戸収集の実現に向けて取り組むこと。
- (8) 廃棄物の適正かつ安全な処理が行われるよう、事業者や処理業者に対する監視・指導を強化するとともに、減量についての指導を積極的に推進すること。
- (9) カラスによるごみ散乱被害について、発生状況を把握するとともに、有効な対策の検討を進めること。
- (10) 市民の快適な生活環境の保持ができる長期的かつ安定的なごみ処理を行うため、長期的観点から焼却工場の整備計画を推進するとともに、処分場の確保に努めること。
- (11) リチウムイオン電池等による火災対策について、破碎工場の安全性を確立すること。

- (12) 現在使用している処分場への負担を軽減するため、埋立量の大半を占める焼却灰の資源化を費用対効果も考慮しながら進めること。また、愛岐処分場については、ごみ非常事態宣言から25年が経過したことも踏まえ、地元住民へ還元するための将来的な有効活用策を検討すること。
- (13) 公衆便所については、安心して快適に利用できるよう十分な管理をするとともに改築、改修を計画的に行うこと。

健康福祉局

1 高齢者福祉の推進

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、必要なサービス供給体制の確立を図るなど諸施策の推進に積極的に取り組むこと。
- (2) 特別養護老人ホームについては、待機者の状況を踏まえ、定員30名以上の施設及びプライバシーに配慮した多床室の整備を推進すること。
- (3) 特別養護老人ホームへの入所を希望される方の中には医療的ケアを必要とされる方も多くおられるため、それらに対応可能な施設の整備を推進すること。
- (4) 安心・安全な介護保険サービスの提供のため、特定施設入居者生活介護の定員増を図ること。
- (5) 高齢化の進展に伴い増加が予想される認知症について、幅広い世代の市民に対して認知症に関する理解が深まるように啓発を行うとともに、認知症カフェやもの忘れ検診について、さらなる充実を検討すること。
- (6) 認知症疾患の保険医療水準の向上を図るため、認知症疾患医療センターと他の医療機関との連携を含め、認知症治療に対応できる体制を構築すること。
- (7) ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する各種在宅サービスを充実させるとともに、見守りをはじめとする各種相談支援体制の充実を図ること。
- (8) 高齢者が働き、学び、楽しみ、地域活動を行うなど、生きがいを持った生活を送れるよう、社会参加の一層の促進を図る各種施設の充実に努めること。
- (9) 高齢者の市営住宅への入居枠の拡大について、住宅都市局とともに努めること。
- (10) 後期高齢者医療制度の保健事業の費用については県費負担を行い、被保険者の負担を軽減するよう県に働きかけること。
- (11) ねたきりなどの要介護状態にならないよう介護予防事業の推進に努める

こと。

- (12) 外出が困難な施設の高齢者が、訪問による理美容サービスを利用できるよう助成を行うこと。
- (13) 身寄りのない高齢者に対する亡くなった後の葬儀や家財処分等の死後事務支援事業について、周知に努めるとともに、適切な運営に努めること。
- (14) 高年大学鯉城学園においては、昨今年々学生数が減少し、衰退の傾向にあり、高齢者の生きがいと地域社会活動のリーダーを育てる重要な学びの場であることから、魅力ある学園づくりを行い再構築すること。
- (15) 適切な補聴器を使用することは、コミュニケーション能力の改善のみならず、積極的な社会参加の促進やＱＯＬの向上等につながることから、軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費用の助成を実施するとともに、難聴及び補聴器についての正しい理解促進を図るための取り組みを進めること。
- (16) 老人クラブにおいては、会員の高齢化等に伴いクラブ数及び会員数が減少しているものの、地域に欠かせない自主的な組織として重要な役割を担っていることから、引き続き支援の強化に努めること。

2 地域福祉の推進

- (1) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような福祉のまちづくりを住民参加により進めるため、地域福祉の推進を図ること。
- (2) ひきこもり支援方針に基づき、ひきこもりで悩む本人や家族、一人一人の状況に寄り添った支援に努めるとともに、デジタルの活用など相談支援体制の充実を図ること。
- (3) ワークダイバーシティの取り組みについて、モデル事業で得られた成果や課題などを検証し、継続的な発展に向けて検討すること。
- (4) バリアフリー化について、国が定めた基本方針に則り、民間鉄道事業者へのエレベーター等の設置の補助を引き続き実施するとともに、福祉タクシーのうち、すべての人にやさしいユニバーサルデザインタクシーの導入の補助についても、引き続き実施すること。

- (5) 地域住民の安心・安全と命を守るため、今後もAED設置の拡大、市民への普及啓発に積極的に取り組むこと。

3 障害者福祉の充実

- (1) なごや障害児者福祉プランに基づいて、障害者の社会活動への参加を促進し、その自立支援に努めるとともに、障害福祉サービスの基盤整備を図ること。また、広報・啓発行事の充実に努め、広く市民の理解を得て障害者施策を進めること。
- (2) 総合リハビリテーションセンターについて、障害者のリハビリテーションの施設として、創意と工夫により、内容の充実に努めること。また、障害者支援施設等の福祉部門のあり方を検討し、早急に結論を出すこと。
- (3) 重度の障害者を含む障害者の地域生活を支援するため、短期入所事業の充実などに一層取り組むこと。
- (4) 若年等で、意欲ある障害者の就労支援について、相談・支援体制の充実や企業における雇用の拡大に向けた取り組みなどを、一層推進すること。また、民間事業所の模範となるよう、障害者雇用率の現状を踏まえ、各局においてより積極的に障害者を雇用すること。
- (5) 創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域との交流や社会参加の促進の場となる作業所型地域活動支援事業所の運営に関する補助を、引き続き実施し充実すること。
- (6) 障害者福祉施設への自立支援給付費の給付が日々の利用人員に応じたものになるなどにより、施設の収入基盤が不安定となっていることを踏まえ、引き続き支援策の検討を行うこと。
- (7) 障害（知的・身体・精神）のある方が生涯を通じて安心して生活ができるよう施設の整備・促進に努めること。
- (8) 障害のある方に、生涯を通じた切れ目のない適切な支援を提供できるよう、家族支援の視点を持ちながら、保健、福祉、教育などの関係機関の有機的な連携を図ること。

4 市民福祉・健康づくりの推進

- (1) 高齢者人口の増加とともに救急需要が高まる中で、救急医療体制を引き続き維持・充実していくため、補助金を拡充すること。
- (2) 普段から気軽に健康状態について相談できる「かかりつけ医」を持つことが必要であることから、開業医と病院の機能連携を進めるとともに、適正な受診を行うことを普及啓発することにより、良質かつ適切な医療を確保すること。
- (3) 生活習慣病に対する知識の普及向上を図るとともにがんなどの検診の充実と受診率の向上に努力すること。
- (4) 特定健康診査の受診率向上を図るとともに、特定健康診査やレセプトの情報を活用したデータ分析に基づき、重症化予防のための効果的な対策を継続的に実施すること。
- (5) 生涯健康で心豊かな生活の実現のため、食育推進計画に基づき、食育を総合的かつ計画的に推進すること。
- (6) 食品の安全と衛生を確保するため、食品関係施設に対する監視・指導をより一層強化するとともに、輸入食品等の安全確保対策を推進すること。また、国に対して輸入食品の検査、監視体制を一層拡充強化するよう強く働きかけること。さらに名古屋市食の安全・安心条例の一層の周知に努めるとともに、食の安全・安心に関する適切な情報の提供について、関係機関や事業者等に働きかけること。
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、感染症対策における各種施策を円滑に推進すること。
- (8) 若者を中心として広がりを見せている性感染症に対し、予防に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、市が実施する性感染症検査について、より多くの方が受診できるよう、実施方法や検査内容について検討すること。
- (9) 市民の心の健康を保持向上していくとともに、精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉の充実に努めること。
- (10) 「健康なごやプラン21（第3次）」に基づき、市民の健康づくり対策を総合的に推進すること。

(11) 動物愛護センターに持ち込まれる犬・猫の譲渡について、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」を基金化することにより、大規模な譲渡会イベントやバス等による移動式の譲渡会を開催し、加えて DX の積極的な活用の推進、現行の飼育施設の拡充整備を行うなど、事業の充実に努め、犬の殺処分頭数ゼロの継続及び猫の殺処分頭数ゼロを目指すこと。

また、「人とペットの共生サポートセンター」が行う飼主への相談支援により、飼育放棄による収容頭数の減少を図ること。さらに、動物愛護センターに求められる役割が変わりつつあることを踏まえ、新たな動物愛護センターの整備に向けて、施設の役割や機能の調査検討を進めること。

このほか、動物愛護週間行事などの機会や、ペットを飼う際の基準を示す本市独自のガイドラインの制定等を通じ、動物愛護精神の浸透や飼主の責任についての普及・啓発を一層進めること。また、犬猫の多頭飼育崩壊の未然防止を図るとともに、動物の夜間診療など、生命尊重の観点に立った施策の調査研究を行うこと。

(12) 社会福祉施設をはじめとした所管施設について耐震対策、防災体制について万全を期すこと。

(13) 障害者の歯科医療や休日の救急歯科医療を担っている歯科保健医療センターの診療体制及び機能の充実に努めること。

(14) 感染症等の健康危機への対応の要である公衆衛生医師の確保については、処遇面での改善をはじめ、定着に向けての方策のより一層の充実に総合的に取り組むこと。

(15) 麻しん(はしか)の予防接種率95%の維持に努め、保護者への接種勧奨を積極的に行うこと。

(16) 帯状疱疹予防接種の費用助成について、接種率の向上が課題となっていることから、助成額の拡充や広報周知の強化などの対策を実施すること。

(17) 生活保護受給中の求職者の就職に関するカウンセラーや求人開拓員を増員し就労意欲喚起事業の更なる促進を図ること。

(18) 生活保護の実態を把握し、生活保護受給者に対して適切な指導と対処を行う一方で、不正受給をなくすとともに生活困窮者支援との連携を密にすること。

- (19) 本市と「災害時応援協定」を締結している団体に対して、支援の際に必要な物資の確保のための補助を行うこと。
- (20) インフルエンザ予防接種において、予防接種法の対象に児童を加えるよう国に働きかけるとともに、接種にかかる費用の負担軽減を図ること。
- (21) 八事斎場については、再整備を着実に進めるとともに、再整備期間中における市外火葬場の利用料金の補助等の対応にあたっては、火葬需要の動向を注視し、必要な予算措置などを行うこと。また、第二斎場の運営については、南陽地区のまちづくりと調和した施設となるよう努めること。
- (22) 住宅宿泊事業（いわゆる民泊サービス）は、地域住民の静穏な生活環境にも影響を与えるおそれもあることから、苦情に対する相談体制の整備等、必要な対策を講ずることで、地域住民の不安解消に努めること。
- (23) 健康寿命の延伸のため、治療から看取りまでを含み、生活習慣の改善支援とQOLの向上や生きがい支援に資する医療である「統合医療」に関する調査・研究の実施を検討すること。
- (24) 高齢者の健康寿命の延伸と介護予防のため、ポイント制・インセンティブ提供型の健康づくり事業を継続的に実施すること。
- (25) 災害時においても、透析患者が安心して透析医療が受けられるよう透析施設への水・電力の供給確保に努めるとともに、発災時においてどこで透析が受けられるか等の情報をすみやかに収集し、透析患者に確実に伝えることが可能となる方策を検討すること。また、透析患者が介護が必要な状態となっても安心して生活が送れるよう透析医療に対応した施設の整備等を進めること。
- (26) 受動喫煙のリスクを低減するため、分煙施設の設置費用助成を継続し、受動喫煙対策を推進すること。また、長期間に渡る喫煙や受動喫煙が主な原因とみられる慢性閉塞性肺疾患（COPD）について、疾患のリスクを含め認知度向上に向けた取り組みを進めること。
- (27) 民間建立戦没者慰霊碑について、戦没者遺族の高齢化等、維持管理を継続するうえで様々な課題があることから、補修や移設等にかかる補助を含め適切な維持管理に向けた対策に努めること。

- (28) 緑内障による視力低下や失明を防ぐためには、早期発見・治療が重要であることから、緑内障検診を早期に実施すること。

子ども青少年局

1 次世代育成支援の推進

次代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、「なごや子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、「子どもに関する総合計画」の重点的な取り組みを着実に推進すること。

2 保育施策の充実と質の向上

- (1) 公立保育所については、幼児教育・保育ニーズや社会状況の変化等を踏まえて、幼児教育・保育の質の向上のため、認定こども園化を進めること。加えて、効率的な運営に心がけ、民間移管・統合についても検討すること。また、民間移管にあたっては、保育の質を確保し、円滑な移管に努めること。
- (2) 未就園児のニーズも踏まえつつ、一時保育、障害児保育及び休日保育などの多様な保育事業については、就学前児童数が減少傾向であっても、市民サービスが低下しないよう努めること。
- (3) 3歳未満児の保育料を3歳以上と同等に、保護者負担を軽減すること。
- (4) 病中（回復期に至らない場合）又は病気回復期に、保護者の勤務等の都合により家庭で保育できない子どもを一時的に預けることができる病児・病後児デイケア事業については、市民からの要望が高いことを踏まえ、地域の配置バランスを考慮しつつ、名古屋市子ども・子育て支援事業計画の目標を早期に達成するよう事業の拡充に努めること。
- (5) 公立保育所の認定こども園化を進めて嘱託歯科医を配置し、歯科保健や口腔衛生の維持・向上を図ること。
- (6) 保育士の確保が困難であるという状況に鑑み、保育士の負担軽減を図るため、更なる処遇改善に取り組むこと。
- (7) 保育施設における性的暴力や犯罪から子どもたちを守るための対策に取り組むこと。
- (8) 公立保育所のリニューアル改修については、子どものより良い保育環境を実現するためにも、少しでも早く多くの保育所が改修できるように積極的に

調整すること。

3 児童の健全育成

- (1) 児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援のための取り組みについて、被害の見落としや対応の遅れがないよう十分な対策を講じ、区役所や警察などの関係機関と連携を強化し、一層の推進を図ること。
また、地域やそれぞれのケースに沿った、よりきめ細かい対応がとれる体制づくりや、適切な研修の実施や環境改善による児童相談所職員の専門性の向上等に努めること。
- (2) 居住実態が把握できない児童について、関係機関との連携や児童虐待対応業務システムの活用により、早期に把握できるよう努めること。
- (3) 児童福祉施設における耐震対策、防災対策について、万全を期すこと。
- (4) 児童館については、築40年以上経過しているものも多く、老朽化が進んでおり、求められる役割の多様化や利用者ニーズへの対応が難しくなっている現状を踏まえ、計画的な改修等に努めること。
- (5) 子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験活動の場を提供するため、子どもの体験活動の拠点づくりについて検討すること。

4 障害児（者）対策の充実

- (1) 子どもの健やかな育ちと、保護者の不安感・負担感の軽減を図るため、地域療育センターにおける発達障害等の初診待機期間の短縮を図るとともに、他自治体の調査内容を踏まえ、障害の早期発見、早期療育体制の充実及び障害児の各種在宅サービスの充実を推進すること。
- (2) 高機能自閉症・アスペルガー症候群・学習障害・ADHDなどの軽度発達障害のある人が、早期から専門的な療育や発達支援を受けることができるよう、医療機関、相談機関の専門性をさらに向上させるとともに、関係機関の連携強化と体制充実を図ること。
- (3) 障害児に関わる施設等の職員が、障害児とその家族に適切な支援を行えるよう、研修を充実させるなど人材育成を図ること。

- (4) 障害児とその保護者が安心して障害児通所支援を利用できるよう、監査及び運営指導を適切に実施し、虐待をはじめとした不適切な支援に迅速に対応するため、民間の活用を含め監査・指導体制を強化すること。

5 母子・父子福祉の推進

- (1) ひとり親家庭等が、仕事と生活のバランスのとれた生活を送るために、ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、就業支援、生活支援など総合的な支援を進めること。
- (2) ひとり親家庭の子どもの中には、経済的困難など厳しい家庭環境に置かれている子どももいることを踏まえ、適切な支援を受けながら安心して過ごすことができる居場所づくりの更なる充実を図ること。

6 青少年の自立支援

社会生活を営む上で困難を有する若者の問題が深刻化している状況を踏まえ、若年者に対する就労などに向けた具体的な自立支援のための施策を進めること。

7 里親等委託の推進

家庭と同様の環境での養育を推進するため、里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援を充実すること。

8 私学の振興等

- (1) 私立幼稚園における教育条件等及び教員待遇の改善に努めること。
- (2) 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の実施にあたっては、対象となる子どもたちが通う各種学校の学校方針や教育内容等についてもしっかりと調査を行い、問題がある場合は、市長の判断により交付の停止等ができるようにすること。

9 妊産婦等支援の推進

多胎児家庭や特定妊婦への訪問支援については、安心して子育てできる環境づくりや児童虐待の未然防止に資する等、必要性が非常に高く、高度な専門性

を要することを考慮しながら、訪問員がこれからも安定的に対応していけるよう取り組みを進めること。

10 乳幼児期からの健やかな口腔発達の促進

乳幼児の健康の保持・増進を図るため、現在、乳幼児健診を実施しているが、新たに3か月児健診において歯科健診を実施したり、5歳児健診において口腔機能発達不全健診を取り入れる等、乳幼児期からの健やかな口腔発達を促すための取り組みに努めること。

住宅都市局

1 市街地整備の推進

これまで地区総合整備により進めてきた都市基盤整備を継続するとともに、土地区画整理組合に対し適切な指導と援助の拡大を図り、茶屋新田地区、志段味地区など新市街地の基盤整備を促進すること。また、鳴海駅前の再開発事業については、みどり市民病院の移転改築に向けた設計及び手続の進捗を区民に丁寧に説明しながら着実に進めるとともに、鳴海駅前における拠点性の向上や多様な人が行き交うにぎわいのあるまちの実現に向けて、区民の意見を踏まえて検討を進めること。

2 地域まちづくりの推進

市内各地域において、多様な主体による、地域資源を活かした特色ある地域まちづくりを進めること。また、長期的な展望の下でまちづくりの方向性を提言し、市民が主体となったまちづくりを支援するまちづくりシンクタンクとして、名古屋都市センターの機能強化を図ること。

3 適切な土地利用の誘導

民間開発等土地の有効利用を促進するため、適切な土地利用計画に基づいた、用途地域・容積率等の積極的な見直しを進めること。

4 名古屋駅周辺まちづくりの推進

- (1) 名古屋駅西地区において「名古屋駅西地区まちづくり方針」に掲げている景観やウォーカブルな空間に配慮した駐輪場について、できる限り早期に再配置等の具対策を提示するよう検討すること。また、良好な景観の形成等を図るため無電柱化の検討を進めること。
- (2) 名古屋駅とささしまライブ24地区の歩行者アクセスを向上させるため、笹島交差点以南の地下公共空間の整備を早期に進めること。また、名駅南地下公共空間が完成するまでの代替策を早急に計画し、名古屋駅を起点としたウォーカブルな街づくりの整備を進めること。

5 栄地区におけるまちづくりの推進

- (1) 栄地区については、シンボル空間である久屋大通の再整備や、旧教育館跡地を含む街区における開発計画の具体化など、豊かな公共空間や緑を活かした、賑わいと活力が生み出されるまちづくりを進めること。
- (2) 久屋大通公園（南エリア）については、名古屋を代表する公園として重要な役割を担っていることから、公園全体の連続性の確保によるバリアフリー化を進めるとともに、日ごろは賑わいに満ちた魅力あふれる場所となりながら、大規模な地震発生時には安全・安心なまちづくりの拠点となるよう、避難施設としても活用可能な多目的ホールの設置を進めること。

6 都市の魅力づくりの推進

- (1) 新たな路面公共交通システム「S R T」の都心部への導入は、名古屋駅周辺から栄周辺を中心としたまちの賑わいを創出し、さらには市内中心部の観光拠点をスムーズに結ぶ有効的な施策であることから、名古屋城や大須に加え、中川運河再生計画の玄関口であるささしまライブ等への路線実施を具体的に検討すること。
- (2) あおなみ線については、ノンストップ列車の時間短縮など利便性の向上に努めるとともに沿線のまちづくりに積極的に取り組むこと。また、蒸気機関車をはじめとする話題性のある列車の走行については、市民や議会に十分に説明した上で進め、金城ふ頭開発との相乗効果を図ること。

7 災害に強いまちづくりの推進

- (1) 東日本大震災での津波や液状化などによる被災状況を踏まえて、土地利用誘導や地域との連携などソフト施策も組み込んだ総合的な防災施策を構築し、南海トラフ地震などの被害想定に基づく震災に強いまちづくりを速やかに実施すること。
- (2) 震災時における被害を最小限にくい止めるため、避難路周辺地区の建築物の不燃化や、民間住宅等の耐震化支援を積極的に推進すること。

8 道路ネットワークの整備

- (1) 「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」に基づく事業の精査、着実・迅速な遂行により、都市計画道路の早期整備を図ること。
- (2) 慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、市内における道路と鉄道の連続立体交差化事業を推進すること。とりわけ、本星崎地区については、精力的に準備を進めること。
- (3) 新東名・新名神高速道路の建設促進を国へ働きかけるとともに、名古屋高速道路の環境対策、渋滞対策、アクセス改善等を進めること。
- (4) 国道23号線の港区十一屋交差点から宝神交差点を含む延長2.3km区間について、東西直進車両が信号に影響されることなく通過できるよう、この区間の高架化、交差点立体化の早期実現に向け国に要望するとともに、都市計画など必要な手続などに主体的意識を持ち国と連携して取り組むこと。
- (5) リニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅周辺の道路ネットワークの整備や民間の開発が進展し、自動車交通の変化や、名古屋駅周辺に集中する自動車交通の増加が想定されることから、これらの変化を考慮しつつ、自動車の駅へのスムーズなアクセスの確保に取り組むこと。

9 基幹公共交通網の整備促進

運輸政策審議会答申A路線の計画促進、基幹バス路線網の早期拡充など総合交通体系の確立に向け、基幹公共交通網の整備に努めること。

10 名古屋港の整備

国・県・名古屋港管理組合などと連携して、防潮壁など防災施設の機能強化を図るとともに、港湾施設の機能強化を図ることにより、市民の生命・財産を守り、国際競争力の強化に資する港湾整備を推進すること。

1 道路・橋りょうの整備と交通安全対策等の充実

- (1) 事業中の都市計画道路の整備について、その早期完成に努めること。
- (2) 一部未整備となっている都市計画道路の整備を促進することにより、道路渋滞や周辺地域への車両の流入による交通事故の危険を解消し、道路交通の円滑化に努めること。
- (3) 踏切事故、交通渋滞及び地域分断の解消を図るため、道路と鉄道との立体交差化事業を促進すること。
- (4) 橋りょうの整備に積極的に取り組み、特に市周辺部の交通渋滞解消策として、交通ネックとなっている箇所における橋りょうの新設、拡幅、改築等を引き続き強力に推進すること。
- (5) 東日本大震災を踏まえ、災害に強いまちづくりのため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を早急に進めること。
- (6) 交通量の増大や車両の大型化により、傷みが著しい舗装道の維持補修を充実強化すること。
- (7) 交通事故の防止を図るため、歩道、防護柵、街路灯等交通安全施設の設置、整備に努めるほか、歩行者優先のコミュニティ道路、高齢者や障害者に配慮したセイフティライブロードなどの整備を促進すること。
- (8) 歩行者や自転車利用者がより安全に通行できるよう、道路上の不法物件の撤去に努めること。また、道路清掃を実施し、適切な道路の維持管理に努めること。
- (9) 令和7年度に開催された自転車利用環境向上会議の内容も踏まえつつ、歩行者と自転車利用者を分離する自転車通行空間の整備に努め、環境の面からも自転車利用の促進を図るとともに、安全利用のための啓発に努めること。
- (10) 自転車駐車場の整備、放置禁止区域の指定・拡大を行うなど、市内主要鉄道駅の放置自転車対策の推進を図ること。また、駐輪場利用者のマナー向上など意識改革に努めること。

- (11) 安全で快適な道路空間の形成に寄与する歩道緑地帯の適正な維持管理に努めること。
- (12) 震災時における電柱の倒壊、歩道における歩行者の安心安全、街並みの景観等、安心安全で魅力あるまちづくりにおいて大変重要な課題である無電柱化を推進すること。

2 堀川をはじめとする河川等の整備

- (1) 本市のシンボル河川である堀川の再生を目指し、新たな水源確保など水質改善施策を進めるとともに、治水整備についても、早急に整備を進めていくこと。
また、沿岸市街地も含めた総合的な整備の推進により、水辺のにぎわい創出や観光資産としての活用を図り、良好な水辺環境を創造すること。
- (2) 都市排水の根幹である広域河川、準用河川の改修に努めること。
- (3) 雨水対策の推進を図るため、普通河川、一般排水路の整備・浚せつ等に努めること。また、令和2年7月豪雨など近年各地で発生している集中豪雨等に備えた整備を行うこと。
- (4) 近年、令和元年東日本台風のような頻発化・激甚化する豪雨に対し、事前防災・減災対策の加速化が求められていることから、引き続き、庄内川や新川、天白川等の国・県管理河川の整備促進について、関係機関に強力に働きかけ、治水対策の万全を期すこと。

3 公園等の整備及び緑化の推進

- (1) 長期未整備公園緑地の「都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」について、関係権利者や地域住民の合意形成を図り、事業の推進に努めること。また、地域の声に配慮しながら都市計画の変更も検討するなど、時代状況及び財政状況に見合った措置をとること。
- (2) 災害時の避難場所として重要な公園緑地の整備を推進するとともに、災害時にも対応できる施設の充実に努めること。
- (3) 公園の少ない学区の解消に向け適正配置を推進するとともに、より市民が利用しやすい公園の機能や配置となるよう公園整備に努めること。また、利用者の安心・安全に配慮するとともに、公園の利用促進を図ること。

- (4) 幼児から高齢者まですべての人々が安心快適に利用できるよう、バリアフリー化や市民の多様なニーズに対応した公園づくりを行うとともに、景観向上に努めること。
- (5) 名古屋市内で初めて庄内緑地に設置されたドッグラン施設は、多くの愛犬家に親しまれており、今後も課題を検討したうえで市内の大規模公園緑地にドッグラン施設の整備を進めること。
- (6) 公園緑地において、遊具の修繕や安全点検などの維持管理を充実し、「安心・安全」な場所として市民に愛されるよう努めること。
- (7) 公園は市民・利用者の憩いの場所として、安全で安心できる場所を提供するものであるため、公園のトイレについても清潔で快適に利用できるように努めるとともに改築、改修を計画的に行うこと。
- (8) 公園等に起居するホームレスの増加が懸念されることから、引き続き不法占拠物件に対しては、管理の適正化を行うこと。
- (9) 公園や街路樹の維持管理作業から発生する剪定枝等を資源として有効利用する「緑のリサイクル」の推進に努めること。
- (10) 街路樹の維持管理を充実し、公共施設の緑化を推進するほか、市街地の空地緑化、屋上緑化・壁面緑化などによる民有空間の緑化を積極的に促進すること。
- (11) 商店街における街路樹については、樹木の特性を活かした樹種選定を行い、商店街の活性化に寄与するよう配慮すること。
- (12) 街路樹愛護会や公園愛護会のほか緑のパートナー等の設立を促し、市民との協働を推進するとともに、地域住民による新たな公園経営に取り組むこと。
- (13) 戸田川緑地において、市民・企業・行政のパートナーシップによる「なごや西の森づくり」を推進し、次世代に伝える豊かな森を育てていくこと。
- また、国道一号以南両茶橋間、および両茶橋から日光川公園間の戸田川沿い等の緑化及びランニングやサイクリング等回遊性を高めることで、戸田川緑地の有効活用の促進を図り、魅力向上に努めること。

- (14) 鶴舞公園の竜ヶ池については一層の水質の浄化に努めること。
- (15) 名古屋城外堀の跡地は、未来を担う子ども達や若い世代が、名古屋の技と文化、自然の素晴らしさを学ぶ場として貴重であるのでその活用を図ること。
- (16) 東山動植物園については、市民の期待に応え、出来るだけ早く再生を進めると共に、動植物園の再生を核として、周辺の「東山の森」の森づくりや地域の活性化も図ること。
- (17) みどりが丘公園の整備充実に努めること。

4 農業の振興

- (1) 都市における農地確保の観点から、税制面での優遇措置を国に働きかけること。
- (2) 農業生産基盤の整備と災害防止を図るため、農業用水路、排水機場の機能強化及びため池の整備を促進すること。
- (3) 令和5年3月に新たに選定された徳重だいこんをはじめとした「あいちの伝統野菜」や名古屋の生産者が育てた「なごやさい」への関心や愛着を深めるため、関係団体と連携しながらPRを一層推進するとともに、学校給食での利用促進と子ども達への啓発に努めること。
- (4) 市民が親しめる農業を目指し、レクリエーション農園の設置を進めるとともに、体験型施設など農業への市民参加を進める施策を検討すること。
- (5) 多彩で新鮮な農産物の供給や農業体験の場等を提供する農業センター（「d e l a ふぁーむ」）について、農業公園としての個性や特色、魅力を一層高め、その発信や集客力の向上を図ること。
- (6) 東谷山フルーツパーク、農業文化園について、市民が農に親しむための体験学習等を充実させるなど、施設の特徴を活かした施設運営に努めること。
- (7) 荒池緑地では、自然と共生するまちの推進のため、自然とふれあい、生き物の大切さを学ぶことのできる農業センターを核とした「荒池なごやかファーム構想」を進めること。

5 災害対策拠点の機能充実と整備

災害時に緊急輸送道路の通行確保を迅速かつ確実に行うなど、道路復旧をはじめとする地域防災の重要な拠点的施設である土木事務所について、機能充実を図ること。

6 官民連携によるシェアサイクル事業の普及促進

自転車の所有から共有への転換による放置自転車の削減や、来街者等の回遊性の向上とそれに伴う地域の活性化などの効果が期待されるシェアサイクルについて、事業者との連携を図りながら、民間主体のシェアサイクル事業の普及促進をすること。

7 公共土木施設のアセットマネジメントの推進

道路橋をはじめとする名古屋市内の公共土木施設は高度経済成長期に急速に整備され、今後これらの施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎える事となる。このような状況の中で、市民の安全と利便性を確保するため、公共土木施設の計画的な点検や維持補修の実施など「アセットマネジメント」に積極的に取り組むこと。

8 契約事務に関する取り組み

(1) 積算価格を適正に算定するため、工事現場の実態を踏まえ、施工環境や難易度を考慮したきめ細かな積算を行うとともに、実勢を反映した単価設定を行うこと。

(2) 工事の発注時期については、年度末に集中しないよう調整すること。

9 境界確認事務効率の向上

道路等の境界明示については、迅速な処理に努め、市民サービスの向上を図ること。

消防局

1 火災予防体制の充実強化

- (1) 火災予防の推進のため、防火査察を積極的に進めながらも、火災予防のプロとしての知識を最大限に活かし、関係者の改善に対する意思や気持ちに寄り添い、あらゆる方法を提示しながら、共に建物の安心・安全の確保に取り組むという姿勢で、丁寧な業務の遂行に努めること。なお、火災が発生した際に社会的影響が大きい社会福祉施設等における消防法令違反については早期の是正に努めること。
- (2) 住宅防火対策の一環として、全ての住宅において設置が義務化されている住宅用火災警報器について、適正な維持管理及び未設置世帯への設置普及を一層促進すること。
- (3) 名古屋の財産である世界最古の昭和10年式はしご車を、積極的に防火・防災普及啓発活動に活用するなど、総じて火災予防の推進に努めること。

2 大規模災害等に対する地域防災力の充実強化

- (1) 戸別訪問事業の実施結果を踏まえ、傾向を分析し、寝室の家具転倒防止対策に係る効果的な働きかけについて、引き続き粘り強く取り組むとともに、家具転倒防止ボランティア派遣事業は、各区の効果的な取り組み状況を共有することで事業の活性化を図り、もって市民の防災意識の高揚に努めること。
また、自主防災組織の実情に応じた支援を行いながら安否確認訓練を推進するとともに、起震車の運用については、VR機能を有効に活用して、市民の方に災害への危機感を強く持ってもらえるような施策展開を行い、市民、事業所、行政が一体となった防災安心まちづくりによる地域防災力の向上に努めること。
- (2) 地域防災力の要である消防団員の教育訓練の充実を図るとともに、消防団と消防隊が連携協働して、地域住民の目に見える形で地域防災活動を推進すること。また、大規模災害時における消防団の役割や活動内容などを明確にしたマニュアルの策定などを検討し、実効性のある活動体制を整備すること。特に、活動の拠点である消防団詰所や消防団車両の市有化などについては、大規模災害時の消防力として有効なものとなるよう消防団の規模や実情、消防団員の声を十分に反映しながら、消防団の活動しやすい環境づくりに努め

るとともに、引き続き、予算措置及び処遇の改善も含めた消防団の充実強化を進めること。併せて、大規模災害時の消防団車両等への燃料補給に支障のないよう体制を整えること。また、消防団員の確保に向け、消防団員の処遇改善や入団しやすい環境の整備に努めるとともに、企業等と連携した広報活動の強化やＳＮＳを活用した情報発信の充実など、多様な人材を対象とした取組みを推進し、消防団員の充足率の向上を図ること。

3 消防及び救急体制の充実

- (1) 災害による被害の軽減を図るため、効率的かつ効果的な部隊運用に努めるとともに、消防隊員個人の活動能力を向上させ、複雑多様化する災害に備え、最新の警防技術の導入と技能の向上を図ること。
- (2) 差し迫る南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、令和6年能登半島地震での経験を踏まえ、消防庁舎の改修をはじめ、消防隊の車両、資器材及び装備品の増強、又は更新に努めること。特に消防庁舎の改修にあたっては、女性消防官に対する執務環境の改善という観点からも、スピード感を持った事業推進に努めること。
- (3) 市民の命を守る応急手当の普及啓発活動等については、各種感染症が流行するような状況においても、必要な感染防止対策と同時に従来の形式に囚われない実施方法を確立するなど、あらゆる方策を検討のうえ実施することを通じて救急予防を推進すること。また、救命講習等の受講者を増やすため、ＳＮＳをはじめ各種広報に積極的に取り組み、より幅広い年齢層に対して情報を発信していくこと。
- (4) 救急体制のさらなる充実を図るため、今後の救急需要を見据えた計画的な救急隊の増隊や効果的な配置をはじめ、救急業務の高度化、救急救命士の養成、高規格救急車の更新及び所要資器材の最新化に努めるとともに、救急需要の高い昼間時間帯に運用する救急隊を効果的に活用し、究極の福祉である119番通報受付から病院収容までの時間短縮にも引き続き取り組むこと。

4 消防の広域化

全国的な広域化の流れや人口減少高齢化などの社会背景、県内における消防本部間格差などの課題を踏まえ、持続可能な消防体制を確立するため、愛知県等と連携し、消防の広域化について検討していくこと。

上下水道局

1 水道事業

- (1) 地震時におけるライフラインの確保のため、老朽化した施設の更新を積極的に行うなど、被害を受けると水道システムに及ぼす影響が甚大となる水道基幹施設の整備を計画的に行い、長期安定的に給水できるように努めること。
- (2) 老朽配水管から耐震管への更新を積極的に進めることで、管の破裂や漏水の防止に努めるとともに、配水管網の耐震化を図り、地震等の災害時における市民への安定した給水を確保すること。特に、南海トラフ地震の液状化想定区域については被害の低減に向けてスピード感をもって取り組むこと。
- (3) 水質事故等水道水源の汚染に即応できるよう、水源水質の監視体制の強化に努めること。
- (4) 上下流交流や流域自治体との連携を通じて、水環境の保全に努めるとともに、水環境に対する市民意識の高揚を図ること。
- (5) 中高層ビルへの直結給水の普及促進を図るとともに、貯水槽水道の管理者に対する指導・助言を行い、安全でおいしい水の安定供給に努めること。
- (6) 大口使用者の間で導入が進んでいる地下水利用専用水道について、経営面、環境面及び水質面を考慮しながら今後の対応策を検討していくこと。
- (7) 水道スマートメータについて、「水道スマートメータ導入プラン」に基づき、導入の効果や必要性の高い箇所から優先的に導入を進めるとともに、将来的な全戸導入に向けた取り組みを進めること。

2 工業用水道事業

工業用水道施設の整備を計画的に進め、安定給水と販路の拡大に努めること。

3 下水道事業

- (1) 名古屋市総合排水計画に基づく浸水対策を推進するとともに、従来からの浸水対策も着実に実行し、浸水の解消に努めること。

- (2) 地震時におけるライフラインの確保のため、老朽化した施設の改築を積極的に行うなど、下水道基幹施設の耐震化を進めるとともに、予防保全及び適切な維持管理により、施設の使用期間の延長を図るよう努めること。
- (3) 大規模地震発生時においても下水道機能を維持するため、下水管の耐震化と液状化想定区域におけるマンホールの浮上防止対策を進めること。また、下水管に起因する道路陥没を未然に防止するため、下水道法の改正を踏まえつつ、ドローン等の新技術も活用して、下水管の点検・調査を計画的に実施するとともに、調査結果を踏まえた、修繕・改築を着実に進めること。
- (4) 国に対して、下水道の整備促進について財源の確保を図ることができるよう働きかけること。
- (5) 中川区・港区の庄内川西部地区（千音寺・南陽地区）、守山区の志段味地区、緑区の一部地区の下水道未整備地域の早期解消のため、土地区画整理事業などと整合を図りながら下水道整備を進めること。
- (6) 簡易処理高度化施設の設置など合流式下水道におけるさらなる水質浄化や高度処理を積極的に進めること。また、堀川上中流部及び新堀川上流部における下水道の分流化を積極的に推進すること。
- (7) 水処理センターの改築にあたっては、処理水質の向上を図るため高度処理を積極的に導入していくとともに、上部空間の活用についても検討を行うこと。また、併せて施設の環境対策（臭気・緑化等）を進めること。

4 共通事項

- (1) 人員削減をはじめとした経費の削減、企業債残高の縮減など、事業の一層の効率化に努め、経営改善効果をお客さまサービス向上のために活用するとともに、財政の健全化を図ること。
- (2) 災害時に断水になった場合、その復旧は最優先となることから、日頃より訓練、シミュレーションを行い、災害時には一刻も早い復旧が可能となるような体制づくりをしっかりとすること。
- (3) 資産の積極的な有効活用を推進するとともに、新たにマンホール蓋を広告媒体として活用することにより、より一層の収益確保を図ること。

- (4) 利用者がスマートフォン等から使用水量や上下水道料金などを確認できるお知らせサービスについて、利用者の利便性向上やコスト縮減のため、上下水道料金を支払うことができる機能を追加すること。

交通局

1 地下鉄事業

- (1) エスカレーター・エレベーターなどの駅施設の充実を図るなど、すべての人が利用しやすい交通機関を目指すこと。
- (2) ICカード「マナカ」については、付加サービスの充実に取り組むとともに、将来のモバイル化への研究を積極的に進めること。特に、本市の観光施設においては、来場者の利便性の向上の観点から導入を推進すること。
- (3) まち全体の賑わいづくりや地域経済の活性化を図るため、地下鉄終電時刻の延長の拡充を検討すること。
- (4) エレベーターの整備など、既設駅の大規模改良工事に係る補助対象事業を拡充するよう国に働きかけること。
- (5) 地下鉄駅バスターミナルについては、その地域の最も利便性の高い場所であることから、収入の増加を図るため、民間主導によるターミナルビル等を建設し、市民のニーズに沿った施設の誘致につながる検討をすること。
- (6) 地下鉄東山線栄駅ホームについては、乗降客に加えて乗り換え利用者も多く大変混雑していることから、改修を検討すること。
- (7) 駅構内及び地下鉄車内等の照明のLED化について、従来の方法にとらわれずリース方式など他の契約方法も含めたより効果的な方法により、LED化の推進に努めること。
- (8) 地下鉄における車内カメラの設置や駅構内カメラの増設などセキュリティ強化については、女性など地下鉄利用者の視点やAIなどの最新技術を活用した施策の推進に努め、スピード感を持ってより一層の推進を図ること。

2 バス事業

- (1) バス路線の運行は、地下鉄との連絡に留意するとともに運行回数の増加、定時性の確保を図るほか、周辺地域のバス路線については、地域の要望を精査しながら利便性向上に努めること。特に、高齢者の自動車運転免許証の返

納が進む中、買い物や通院など日常生活の移動手段を確保するため、高齢者に配慮した市バス路線の拡充を図ること。また、地域巡回系統については、多くの方に利用していただけるよう、区役所と連携を密にして効果的なPRに取り組むとともに、地域の状況の変化を踏まえつつ、使いやすい路線への見直しに取り組むこと。

- (2) バスレーン・バス優先信号など公共交通機関優先措置の拡大を関係機関に強く働きかけるとともに、バスレーンの確保や違法駐停車等監視活動を推進し、バスの走行環境改善に向けて努力すること。
- (3) バス事業の経営改善に全力を尽くすとともに、抜本的な財政支援措置を要望すること。
- (4) バス路線の再編成にあたっては、市民生活に影響があることから早期に情報を発信し、地域の住民や利用者に対して丁寧な説明を行うとともに、利用状況及びニーズの把握に努め、市民の身近な移動手段となっている市バスの機能維持と利便性確保の両立に取り組むこと。

3 共通事項

- (1) 安全・安心な市バス・地下鉄を目指し、事故及び運行ミスの再発防止に向けて、管理者が十分な役割を果たし、取り組みを強化するとともに、地下鉄駅構内等における防犯カメラ及び録画装置の整備など、安全対策施設の整備に取り組むこと。
- (2) 交通事業内部の各種業務の省力化、合理化に努めるなど、経営改善を図ること。
- (3) 駅など高い集客力を持つ施設を保有するという事業特性を活かし、駅ナカビジネスの展開、広告事業の拡大、地下鉄駅名称のネーミングライツの導入、トイレの美化による駅施設の整備など、積極的に資産の有効活用を進めていくことにより、さらなる経営基盤の強化を図ること。その際、民間活力の導入などにより、新たな手法・発想を積極的に取り入れ、収入の増加、サービスの維持・向上、経費節減を図るといった視点で臨むこと。
- (4) 近隣市町から敬老パス制度導入の要請があった場合に対応すること。

教育委員会

1 学校教育の充実・発展

- (1) 学習指導要領については、その主旨を十分に踏まえ、必要な教材や指導体制の確保に努めること。
- (2) 30人学級、少人数指導、教科担任制などの取り組みを進め基礎基本の徹底を図るなど確実な学力を身につける方策を検討すること。
- (3) マイスクールプラン、夢と命の絆づくり推進事業並びにナゴヤ・スクール・イノベーション事業等の実施により、特色のある学校づくりに努めること。
- (4) GIGAスクール構想実現のため整備したICT環境を最大限活用するとともに、教員のICT活用指導力の向上等を図ること。
- (5) 将来的な学校における外部ネットワークの構築にあたっては、子どもたちの端末の操作ログなど個人情報の取扱いについて慎重を期するとともに、国の動向や他都市の状況をしっかりと調査・研究しながら検討を進めること。
- (6) 教員が児童生徒と接し向き合える時間を確保し、教育に専念できるように、提出書類の削減等事務量の軽減を図るとともに、学習指導・生徒指導の充実に向けた人的配置の拡大等に努めること。
- (7) モンスターペアレントなどからの学校への理不尽な要求などに対しては、教育委員会等と連携し、毅然とした態度でのぞむこと。
- (8) 不登校児童生徒への支援の充実を図るため、「校内の教室以外の居場所づくり」をはじめとする取り組みを着実に推進するとともに、多様なニーズに対応できるよう、DX推進の観点を踏まえた新たな支援策についても積極的に検討すること。
- (9) 校内暴力・いじめ・体罰のない教育環境づくりに努めるとともに、問題行動抑制のための相談・指導体制の充実を図ること。
- (10) 子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないように、文部科学省が推進する「生命（いのち）の安全教育」の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化を行うこと。

- (11) 生徒、児童にとって、「面会交流」の重要性、必要性に鑑み、教育委員会及び学校現場において、その実現のために環境整備等を行うこと。
- (12) 中学校における進路指導を一層充実するとともに、高等学校での受け入れ体制に万全を期すこと。
- (13) 実生活で生きてはたらき、各教科等の基本となる国語の力を育成すること。
また、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用を促進するため、学校司書の配置拡充に努めること。
- (14) 外国語教育の充実を図るために、小学校・中学校・高等学校における外国人英語指導助手の増員に努めること。
- (15) 国際化に伴って増加する帰国児童・生徒及び日本語教育が必要な児童・生徒の受入対策を充実するとともに、多文化共生社会に向けた教育活動を進めること。
- (16) 世界に通用するグローバル人材や企業の第一線で活躍できる人材の育成と、定時制教育の充実を目指した、魅力ある市立高等学校づくりを推進すること。
- (17) 若年層において北朝鮮による拉致問題の風化が指摘されている。子どもたちの発達段階に応じて、拉致問題についてしっかりと授業の中で取り上げていくこと。
- (18) 団体生活の意義を学び、心身ともに健全な育成を図るため、野外教育の充実を図るとともに、野外教育センターの施設等の周辺環境が安全で快適なものとなるよう整備を進めること。
- (19) 学校医と専門医との協力・連携関係の確立に努めること。
- (20) 運動会について、親と子、地域の一体感醸成のため、小学校のみならず中学校における土曜日又は日曜日開催をさらに推進すること。
- (21) P T A活動への支援強化として、P T A活動への積極的な参加の支援を行うこと。
- (22) 部活動外部指導者・部活動外部顧問派遣事業の積極的な活用による部活動運営の充実を図るなど、小中高等学校部活動の振興に努めること。

- (23) 中学生が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、意欲ある教職員の兼職兼業を活用する等円滑に地域展開を実施すること。
- (24) 児童、保護者の希望・意見を取り入れ、小学校給食の内容及び味の一層の改善に努めるとともに、中学校スクールランチをより多くの生徒が利用できるよう改善するなど、豊かで魅力ある内容とすること。
- (25) 広い社会的視野を有し、意欲的・積極的な人材の育成を図る観点から、初任者研修等各種研修内容の工夫・改善に努めること。また、教員の採用にあたっては、進取の気概にあふれ、熱心に子どもに接する姿勢を有する人材確保に努め、バランスのとれた教員配置となるよう努めること。さらに、採用後においても教員研修などを通じて、資質・能力の向上に努めること。
- (26) 指導が不適切な教員への対応については、児童・生徒に与える影響の大きさを考慮して、現行制度を用いて、早期かつ適正に対処すること。
- (27) 教職員の不祥事防止に向けて、教職員一人ひとりが服務規律について意識を高め、公務員としての自覚と誇りを持てるよう指導に努めること。また、学校教育に対する信頼を損なうような行為をした教職員に対しては、厳正な処分を行うこと。
- (28) 職場体験学習など校外での活動の充実を図ること。
- (29) 小規模校及び過大規模校対策については、子ども達の教育的な視点にたち、保護者・地域住民と十分話し合ったうえで、統合等についてはその意見をしっかりと反映させること。
- (30) 文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、学力の向上に積極的に取り組むとともに、児童生徒の評価を適切に行い、保護者に的確に連絡できる仕組みを構築すること。
- (31) 障害のある児童生徒に対して、障害の種類や程度に応じたきめ細やかな教育を行うため特別支援学級等の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の就労支援の充実を図ること。
- (32) 環境首都なごやの将来を担う環境リーダーになり得る子どもたちに対して、E S Dへの積極的な参加を進めるなど、名古屋独自の環境教育をより一層推

進すること。

- (33) 将来の日本の産業を支える人材育成の観点から、市立工業高校の有人飛行機製作のような、夢あるチャレンジに対しても理解ある支援を充実させること。
- (34) 地場産食材を通じた食文化への理解を促進する「食育」や、生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な食材の提供、地場産食材の消費拡大の観点から、学校給食における地産・地消の推進を図ること。
- (35) 主食、副菜、デザートすべてのオーガニック食材を使用した給食を提供するなど、オーガニック給食の先進都市となるよう努めるとともに、子どもたちの食育への一層の理解を深めること。
- (36) 小学校の給食調理場へのスチームコンベクションオーブンの導入を加速化し、子どもたちにとってさらに小学校給食を魅力あるものとするよう努めること。
- (37) 給食調理業務の民間委託化に取り組み、これからも安心安全な給食を確実に提供すること。なお、事業者決定の際、安全面などから、コスト面のみの入札ではなく、実績や経験等を考慮した入札とすること。
- (38) 教科書採択における不公正な行為、例えば、金銭その他の利益供与を行う行為等があった場合、採択替えを行うなど、教科書採択の公正性の確保に努めること。
- (39) 通常の学級と特別支援学級との交流について積極的に行うこと。
- (40) 不登校児童生徒への支援について、公教育を所管する部署として、学校内の教室以外の居場所づくりなどを進めるとともに、教育機会の確保という観点から、民間フリースクール等に通う児童生徒及び保護者への支援についても持続可能な制度により、子ども青少年局としっかりと連携しながら、実施すること。
- (41) 市立高等学校のあり方について、令和8年度からの私立高等学校授業料無償化の動きを踏まえ、市立高等学校が今後も存続していけるよう、スピード感をもって、中高一貫校化も含め様々な観点から検討を進めていくこと。

(42) 市立学校職員による盗撮等事案の発生を受けて、子どもの安心・安全を確保し、保護者の安心と学校（園）に対する市民の信頼を回復するため、必要となる再発防止策を検討し、着実に実施すること。

(43) 市立中学校の標準服の導入にあたっては、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、既存の制服に加えて、生徒・保護者が選択できるようにすること。

2 学校安全対策

(1) 地域と連携して通学路の安全確保を図るとともに、不審者等の情報の共有化、地域の子どもを見守る活動の一層の推進を図ること。

(2) 学校安全にかかる施設・設備の充実を図ること。

3 学校施設等の管理及び整備

(1) 学校施設の整備にあたっては、アセットマネジメントの考え方を踏まえ、リニューアル改修により機能アップを図ることも含め、早期に老朽化対策を進めること。

(2) 学校建設予定地等、未利用地の有効な利用方を講ずること。

(3) 学校のトイレについては、児童生徒の健康に直結する問題でもあることから、引き続き洋式化を進めること。

4 私学の振興

私立高校における教育条件の改善に努めること。

5 生涯学習の振興

(1) 学習情報提供、学習相談の実施など生涯学習推進体制の整備を図ること。

(2) 小・中学校の学校施設の有効活用を進めること。

(3) 老朽化した図書館の改築を進めること。また、蔵書の充実に努めるとともに運営体制の見直しなどにより効率的な運営に努め、利用促進の方策を検討すること。

- (4) 老朽化した生涯学習センターの改修工事に努めるとともに、市民の認知度を向上させ、幅広い世代の利用促進につなげるために、愛称の公募等を実施すること。
- (5) 博物館については、大規模展覧会に対応できる展示室や、将来にわたって歴史資料等が保存できる収蔵庫を確保する等、時代に相応しい博物館とするため、「名古屋市博物館の魅力向上基本計画」（令和3年度策定）に基づき、着実に整備を推進すること。
- (6) 美術館は、国際文化都市にふさわしい内容を備えたものとし、美術品の収集、保存、展示についても、斬新な企画と発想をもって対処すること。
- (7) 上志段味地区に残る貴重な文化財である古墳群を活用し、古墳時代などの学習と自然体験ができる「志段味古墳群歴史の里」について効果的な運営を実施すること。また、今後も、国指定史跡範囲の整備を継続して行うこと。
- (8) 指定文化財になっている山車に対する補助率を維持すること。また、山車の総合的な調査を行い、貴重な文化財として後世に継承していくしくみをつくること。
- (9) 後継者不足や地域コミュニティの希薄化等の影響により存続が危ぶまれる地域の祭礼行事を後世に継承できるよう、無形民俗文化財登録制度を活用し、修繕等に要する財政的な支援を着実に行えるようにすること。
- (10) 仕事などの都合で、家庭教育に関する事業に参加しにくい保護者に、時間や場所に制約されない家庭教育の学びの場を提供すること。また、協力企業等との連携を図ること。
- (11) 博物館で保存している山車「瑞穰車」に関する資料や部材について、活用に向けた検討を進めること。

6 教育委員への要望

- (1) 今日の厳しい教育環境に対応するため、教育委員は、その権限をいかになく発揮し、重責を任じ、その職務にあたること。
- (2) 教科書採択は、教育委員の責任と権限において行うこと。

7 学校の統廃合

小・中学校の統廃合のみならず、市立高等学校の再編についても、その趣旨について関係者と十分に議論し、理解を得たうえで進めること。

区 別 要 望

・ 千種区	・ ・ ・ ・ ・	84
・ 東 区	・ ・ ・ ・ ・	86
・ 北 区	・ ・ ・ ・ ・	88
・ 西 区	・ ・ ・ ・ ・	90
・ 中村区	・ ・ ・ ・ ・	92
・ 中 区	・ ・ ・ ・ ・	95
・ 昭和区	・ ・ ・ ・ ・	97
・ 瑞穂区	・ ・ ・ ・ ・	100
・ 熱田区	・ ・ ・ ・ ・	101
・ 中川区	・ ・ ・ ・ ・	103
・ 港 区	・ ・ ・ ・ ・	104
・ 南 区	・ ・ ・ ・ ・	107
・ 守山区	・ ・ ・ ・ ・	109
・ 緑 区	・ ・ ・ ・ ・	111
・ 名東区	・ ・ ・ ・ ・	114
・ 天白区	・ ・ ・ ・ ・	116



千種区

1 千種区役所の改築（スポーツ市民局・教育委員会）

建物全体として耐震性が確保されていない千種区役所については、発災時の安全性及び区災害対策本部としての機能を確保するため、早期の現地建替に向け、都市再生機構と連携し、工事を進めること。

なお、設計にあたっては、現庁舎の課題の解消に努め、庁舎出入口における段差解消などのバリアフリー化、待合スペースの不足への対応を行うこと。また、市民利用に供する文化的な施設部分について、図書館の整備に向けた調整を十分に図ること。

2 図書館整備の早期実現（教育委員会）

「なごやアクティブ・ライブラリー構想」では、中央館のほかに市域を5つのブロックに分け、これまでの一律的な図書館運営を見直すこととしている。それぞれのブロック内には、専門資料をそろえ、市民や行政の課題解決に役立つ「アクティブライブラリー」、ポピュラーな図書や雑誌をそろえ、ゆったり滞在できる「コミュニティライブラリー」、駅周辺など便利な場所で、本を選んだり、貸出返却をすることができる「スマートライブラリー」といった、3つのタイプの図書館を整備する。

同構想では、建築年次の古い施設が多い第1ブロック（千種区、東区、守山区、名東区）の整備を優先するとしており、アクティブライブラリーについて、旧星が丘ボウル跡地での開設に向けて着実に整備を進めること。

3 防犯カメラの設置について（スポーツ市民局）

千種区においては、従来から地域が中心となって防犯活動が盛んに行われているが、防犯意識の高まりから防犯カメラの重要性も認識されてきている。防犯カメラは地域のソフト事業との相乗効果による街頭犯罪の抑止が期待されるが、設置には膨大な費用がかかり、地域だけでは必要と思われるすべての防犯カメラを設置できないため、現行の補助制度のさらなる充実に努めるとともに、設置場所をはじめ地域からの相談に丁寧に対応するなど、地域と市、警察が連携して計画的に防犯カメラを設置できるようにすること。

4 東山動植物園の再生と東山の森づくりの推進（緑政土木局）

東山動植物園再生及び東山の森づくりの推進については、現状の自然や樹木等の資産を生かし、過大な投資にならないよう注意しながら着実に実行し、市民から親しまれ、来園者の増大を図るとともに、いこいの場となるようにすること。

5 樹林地の適正な管理（緑政土木局）

千種区内には、平和公園、東山公園といった公園や、城山八幡などの特別緑地保全地区において大規模な緑地が保全されており、これらは区民の貴重な財産となっている。一方で、これらの緑地においては樹木の大径木化が進展しており、周囲の宅地化とあいまって、倒木などの被害が発生するリスクが高まっている。公園管理者として適切な管理を行うとともに、民有地の樹林地等に対しても、引き続き安全確保のための施策の充実に努めること。

6 地下鉄駅の施設整備（交通局）

本市は全国でも暑い地域でありながら、地下鉄駅においては、全国の地下鉄事業者と比較しても冷房化率が低いことから、市民目線に立ち、冷房の整備に積極的に取り組み、区内の覚王山駅、東山公園駅、星ヶ丘駅についても、早急に整備すること。

7 家屋倒壊等氾濫想定区域における安全対策（防災危機管理局）

指定緊急避難場所は、自宅外避難が必要な住民の生命を守るための重要な施設であり、その確保を図る必要がある。

ついては、河川氾濫時の構造安全性の計算ができないとして、その指定を取り消された香流橋地域センターについて、専門事業者や研究機関への委託等により構造安全性を検証したうえで、改めて指定取り消しの必要性を判断すること。

また、指定緊急避難場所の指定要件を充足するために必要な整備工事費等に対する補助制度の創設など、指定の促進に一層取り組むこと。

8 揚輝荘の保存・活用（観光文化交流局）

城山・覚王山地区に位置する市指定文化財の揚輝荘について、まちづくりの交流拠点として活用するため、全体公開に向けた修理整備を着実に推進するとともに、地域及び周辺施設等と連携を図り、地域の魅力向上・回遊性向上に努めること。

9 公園樹木の適正な管理（緑政土木局）

千種区内の公園には多くの樹木が植栽されており、地域の身近な緑として親しまれているが、大木化や老木化および過密化が進行しているものも見受けられる。また、近年、全国的に公園樹木や街路樹の倒木や落枝などの重大事故が相次いでいる。街路樹については「街路樹再生なごやプラン」に基づき更新や撤去等による再生が進められていることから、公園樹木についても、安心・安全の確保と快適に公園を利用できるように取り組むこと。



東区

1 白壁・主税・檀木都市景観形成地区の景観形成基準の運用（住宅都市局）

白壁・主税・檀木都市景観形成地区については、平成24年3月から届出制度等の運用が行われているが、その景観形成基準は良好な景観を誘導するためのものであることを踏まえ、地元関係者等の理解が得られるよう適切に運用を行うこと。

2 歴史的風致の維持向上（観光文化交流局・教育委員会）

東区には、市指定無形民俗文化財の山車行事で曳かれる5輦の山車が保存されており、歴史的風致を区域全体として維持向上させるため、練習場所等の確保や後継者育成など、地域コミュニティと一体となつての文化継承を支援する仕組みを拡充すること。

3 歴史・文化を活かした魅力発信（観光文化交流局・教育委員会）

東区には、筒井町・出来町の5輦の山車とともに、文化のみちや、尾張徳川家の菩提寺・建中寺など尾張徳川家ゆかりの歴史・文化の遺産が身近にあることから、こうした歴史的・文化的な価値を活かした魅力発信事業を進めること。

4 浸水対策（防災危機管理局・上下水道局・緑政土木局）

台風や近年局所的に発生している集中豪雨に伴う浸水対策として、矢田川の河川整備について関係機関に強く働きかけるとともに、市民の防災意識の向上及び浸水時の適切な避難行動につなげるよう、名古屋市防災アプリや、各戸配布したなごやハザードマップの周知、活用促進に努めること。

5 筒井地区の土地区画整理事業の推進（住宅都市局）

筒井地区の土地区画整理事業については、これまでに事業期間を何度か延長している状況を踏まえて、現時点の進捗状況や今後の見通しを十分に周知することにより、地元関係者等の協力を得ながら、早期完了に向けて事業を推進すること。

6 久屋大通公園の魅力向上（住宅都市局）

都心のシンボル空間である久屋大通公園については、民間事業者の知恵やノウハウを活用しながら、にぎわいや交流、憩いの空間として再生し、その魅力向上を図る事業の推進に積極的に取り組むこと。

7 オアシス 21 の魅力向上（住宅都市局）

オアシス 21 が永続的に魅力的で集客力のある施設でありつつ、近年進んでいる栄地区のまちづくりに見合うようなにぎわいもある施設として変化できるように、将来的な施設のあり方などについて検討を進めること。

8 子どもの人口増加への対策（子ども青少年局・教育委員会）

東区において子どもの人口が増加傾向にあるため、それぞれの子どもの実情に応じた適切な教育が受けられる環境や放課後の居場所を確保すべく、そのために必要な教室の整備やトワイライトスクール等の放課後事業の環境整備等、子どもの人口増加を見据えた対策を講ずること。

9 通学路の防犯カメラ設置（スポーツ市民局）

通学路における子どものさらなる安全確保を図るため、現在の防犯カメラ設置に対する補助制度の拡充に努めるとともに、設置場所をはじめとする地域からの相談に適切に対応することで、通学路における防犯カメラの設置促進を図ること。

10 東区役所庁舎の早期整備（スポーツ市民局）

東区役所庁舎が著しく老朽化していることから、東区役所を利用される皆さまが安心・安全に、そして快適に行政サービスを受けられるよう早期に庁舎整備を進めること。

また、検討状況や今後の整備スケジュール等を住民に対し丁寧に説明すること。



北区

1 クオリティライフ21城北の推進（健康福祉局・総務局）

北区平手町の「クオリティライフ21城北」内における名古屋市立大学医学部附属西部医療センターや陽子線治療センターについては、今後も治療内容の充実を図るとともに、陽子線がん治療の公的保険制度の適用拡大を積極的に国に働きかけること。

2 木曽川水系連絡導水路の推進等（上下水道局）

木曽川水系連絡導水路事業を推進するとともに、水質浄化の根本的な対策である下水道の分流化を積極的に推進し、堀川浄化と本市の水環境改善に努めること。

3 災害時における防災拠点機能強化

（防災危機管理局・教育委員会・スポーツ市民局）

備蓄物資の保管場所に苦慮している小中学校以外の避難所について、保管場所の整備に努めること。また、小学校体育館が2階であるにもかかわらずエレベーターがなくバリアフリー等になっていないことから、高齢者などの弱者にも過ごしやすい環境を整備すること。

また、楠支所管内約4万1千人の住民の命を守る防災拠点である北区楠支所は、洪水ハザードマップ上、庄内川等の堤防の破堤や付近を流れる中小河川の越水により、敷地内が浸水し、庁舎2階部分まで浸水するおそれがあることから、周辺施設との合築を含めた将来構想の検討を着実に進めるとともに、浸水時においても防災拠点としての機能を維持できる庁舎への改築を具体的なスケジュールを示しながら可能な限り早期に実現すること。

あわせて、改築までの間においても、楠支所管内の災害対策機能の充実を図るため、浸水の影響を受けない位置に備蓄物資や防災資機材を保管できる防災倉庫を整備すること。

4 堀川（黒川）の総合整備（緑政土木局・住宅都市局・観光文化交流局）

堀川（黒川）を清流として、市民の憩いの場とするため、堀川（黒川）上流域の水質浄化と多自然川づくりなどによる水辺環境整備を積極的に図ること。また、朝日橋から宮の渡し、ガーデンふ頭、更に中部国際空港まで水上交通実現に努めること。

5 名城・柳原地区の整備（住宅都市局）

平成15年に都市再生プロジェクトに決定した名城・柳原地区の整備については、青少年交流プラザや隣接する商店街、そして名城地区に開校された愛知

学院大学、名古屋造形大学と交流・連携し活気ある魅力的なまちづくりの形成に努めること。

6 名古屋高速道路（小牧線）楠 J C T に小牧線オフ・オン出入り口設置に努めること。（住宅都市局）

7 北土木事務所の老朽化に伴い、建替促進を図ること。（緑政土木局）

8 交通局名城工場跡地の利活用（交通局）

交通局名城工場跡地（1400坪）の利活用にあたっては、名古屋城や名城公園と一体となって、まちづくりの観点からにぎわい、宿泊、健康づくり等、市民が喜ぶ施設となるよう取り組みを進めること。

9 城北線の整備（住宅都市局）

リニア中央新幹線の開業を見据え、楠地区を含めた名古屋市北部の交通利便性向上のため、城北線を西端については名古屋駅まで直接乗り入れ、東端については、J R 中央本線勝川駅に直接接続にて整備されるよう関係機関に積極的に働きかけること。

10 大杉荘跡地については、未来につながる市民交流、地域活動、学び及びスポーツの場となる市民が集う施設として整備を進めること。（財政局、スポーツ市民局、健康福祉局、住宅都市局、教育委員会）



西区

1 統合校について（教育委員会）

浮野小学校と平田小学校の統合については、保護者や地域住民など学区の意見を丁寧に聞いたうえで、その意見を学校整備にしっかりと反映すること。

また、南押切小学校と栄生小学校の統合については、その趣旨を学区に説明し理解を得るとともに、都度、学区の意見を丁寧に聞きながら、着実に進めていくこと。

2 庄内川河川敷をつなぐ人道橋の建設（緑政土木局）

右岸と左岸で野球場や多目的広場などの新たな市民利用施設が整備された庄内川河川敷について、兩岸をつなぐ人道橋を整備することによって利用者の利便性を確保し、豊かな水や緑とのふれあいを楽しめるように整備すること。また、災害対策として、車両等の通行を確保するよう併せて整備すること。

3 道路や公園の維持管理（緑政土木局）

環状線をはじめとする道路において、中央分離帯の植栽などの維持管理を適切に行うこと。また、公園・緑地において、遊具やベンチの修繕などの維持管理や、トイレの設置・清掃に努め、安心・安全はもとより、市民の快適にも十分配慮すること。

4 上小田井駅周辺の開発に伴う生活環境対策（緑政土木局・教育委員会）

上小田井駅周辺は、保育園、小学校、中学校、市立高等学校と教育施設が多数存在する上、大型商業施設も立地し、人の出入りが非常に激しい地域であることから、歩道の整備など登下校時の交通安全対策を充実させるとともに、交通渋滞解消のための道路整備などを行うこと。

5 堀川の総合整備（緑政土木局）

リニア中央新幹線の開業を見据えて、名古屋駅と名古屋城を結ぶ城下町である四間道及び那古野界隈の魅力を最大限に発揮し、堀川を新たな観光ルートとして活用するために、堀川の老朽化した護岸の改築を早急に進めるとともに、水質浄化に努めること。

6 「ものづくり」をテーマとした観光の推進（観光文化交流局）

西区には江戸時代から続く伝統文化産業や近代産業の発祥というべき大規模産業遺産をはじめとする新旧の様々な「ものづくり」の素材が残され、伝わり、また新たに生まれているので、これらを観光資源としてとらえ、リニア開業を見据え、積極的な観光促進を図ること。

7 鶴舞線における可動式ホーム柵の整備（交通局）

鶴舞線における可動式ホーム柵の整備については、名鉄との共用駅である上小田井駅が区内で唯一残されたホーム柵未設置駅であるため、名鉄との協議を早急に進めることにより、区内の地下鉄全駅での設置を早急に実現すること。

8 新たな障害者スポーツセンターの整備（スポーツ市民局）

旧西区役所跡地を新たな障害者スポーツセンターとして活用することは、市域東部以外の市民の皆様にもより身近な場所でスポーツに親しめる拠点となることが期待されることから、地元住民、障害者団体をはじめとする関係団体・機関等の意見を十分踏まえたうえで、できるだけ早期に実現するよう取り組むこと。

9 名古屋城周辺の桜の回廊の維持管理（緑政土木局）

名古屋城周辺については、西区をはじめとして桜の苗木が新たに植樹され、令和7年度までに一定の整備が完了したところであるが、桜の回廊が地域住民や観光客をはじめとする来訪者の楽しみや憩いの空間となるよう、地域の意見を聞きながら、維持管理を適切に行うこと。

10 那古野地区の観光推進・まちづくり（観光文化交流局・住宅都市局）

那古野地区は名古屋駅と名古屋城の中間に位置する旧城下町で、町並み保存地区・都市景観形成地区の四間道地区周辺や、昭和の面影の残る円頓寺・円頓寺本町商店街、「伊藤家住宅」など観光的なポテンシャルが高いため、地域が推進する「那古野ブランド」の確立に向けての支援をするなど、本地区の魅力を最大限に発揮し、多くの観光客を呼び込めるよう対外的なPRに努めること。

また、賑わい・活性化と居住環境維持の両立を図り、来訪者にとって回遊しやすく住民にとっても暮らしやすい、快適でウォーカブルなまちづくりを一層進めること。



中村区

1 災害（震災・浸水）対策の推進（住宅都市局・上下水道局・緑政土木局）

地震対策として、老朽木造家屋に対する耐震診断や改修工事への支援を強化すること。

名古屋駅周辺において、配水管の耐震化を優先的に進めるよう努めること。

また、リニア中央新幹線の開通を見据え名古屋市総合排水計画に基づき、名古屋駅周辺地区の浸水対策を着実に推進すること。さらには、名古屋駅周辺地区における浸水被害が懸念される庄内川の治水対策について、国と連携して積極的に取り組むこと。

2 地下鉄本陣駅と中村区役所等複合庁舎間の地下通路及び来訪者への安心安全を重視した整備（スポーツ市民局）

地下鉄本陣駅と中村区役所等複合庁舎間の地下通路の整備にあたっては、地域住民の意見と安心・安全に配慮しながら進めること。また、西側道路における自転車や徒歩で来る来訪者の安心・安全を十分に配慮し、地下通路が完成するまでの期間は改札口から出口やエレベーターへの誘導を徹底して行うこと。

3 柳橋界隈のまちづくりの推進（住宅都市局）

リニア中央新幹線の開業や名古屋駅周辺の開発動向を踏まえ、地下鉄名古屋駅と伏見駅の間に位置し、今後、民間再開発等が予想される地域である柳橋周辺において、地下鉄新駅設置を見据えたまちづくりに取り組むこと。

4 名古屋駅周辺における新たな路面公共交通システム「S R T」の検討

（住宅都市局）

名古屋駅周辺の混雑緩和や地域の賑わいづくりに貢献する、交通と一体となったまちづくりに向けて、名古屋駅を起点としたS R Tを段階的に導入するにあたり、調査検討に中村区西部地域の中心である中村公園エリアやささしまライブ24地区の路線整備も含めること。

5 名古屋市高速度鉄道6号線の延伸（交通局）

徳重駅から太閤通駅で営業中の地下鉄桜通線（市交6号線）を太閤通駅から稲葉地付近を経由し、あま市七宝町まで延伸すること。

6 区内の商業地の活性化（経済局・住宅都市局）

J R ゲートタワーなどの高層ビルが相次いで建設された名古屋駅東地区について、都心商業地の活性化に取り組み、都心部将来構想に基づいた地域住民、企業、行政等のパートナーシップによるまちづくりを促進すること。

また、名古屋駅西地区から中村公園地区間については、商業地の活性化を図るため、地域住民との積極的な交流のもとに商店街が取り組むイベント事業を支援するとともに、活気と賑わいづくりに対しても協力すること。

リニア中央新幹線の新名古屋駅を名古屋駅西口に建設するにあたり、開削工事による用地買収で生まれる名古屋駅西口地域の巨大な駅地上部の空間の利活用について、地域住民の意向に加え、名古屋駅西銀座通商店街をはじめとした地域全体の活性化に繋がる計画を策定すること。

7 ささしまライブ24地区の整備（住宅都市局）

ささしまライブ24地区の早期整備完成に向けて、土地区画整理事業を推進し、日置中野新町線の整備をはじめとする都市基盤の早期整備に努め、国際歓迎、交流拠点の形成を一層促進すること。

また、名古屋駅に集中する自動車交通を緩和するとともに、名駅南地区の発展に寄与する笹島線（東側区間）の早期完成を目指すこと。

8 名駅南地下公共空間整備の推進（住宅都市局）

名古屋駅周辺地区の中でも、特に歩行者空間が脆弱な笹島交差点から名駅南地区・ささしま地区方面について、歩行者のアクセス環境を改善し、快適で歩いて楽しい地下歩行者空間の早期完成を目指すとともに、その整備効果を最大限発揮できるよう、名駅南地区における土地の高度利用と民間再開発の促進を図ること。

9 名古屋駅周辺地区における消防・防災・危機管理機能の検討

（防災危機管理局・住宅都市局・消防局）

リニア中央新幹線開通に向けた名古屋駅周辺地区におけるまちづくりが進む中で、大規模な事故・テロなどの特殊災害や災害時における帰宅困難者への対応等が必要不可欠であることから、名古屋駅周辺地区における市の消防・防災・危機管理機能の充実・強化に取り組むこと。

10 中村公園の観光拠点としての整備（緑政土木局）

名古屋駅西エリアの観光拠点と地域住民の憩いの場として、更に積極的に整備を進めること。特に公園内に併設する名古屋競輪場に新設されるBMXレースコースと連動し、東園エリアの整備に取り組み、若い世代の利用ニーズにも応えるスポーツ施設や飲食店等の導入を図るなどして、都会の公園にふさわしい魅力を持った公園になるよう再生を進めること。

11 横井山緑地の整備（緑政土木局）

平成29年3月、横井山緑地は指定緊急避難場所に指定された。そこで、横井山緑地を市民の憩いの場のみならず、防災公園として相応しい防災機能が充実した公園に整備すること。さらに未整備エリアとして残されている県所有地

部分の整備について愛知県と協議を行うこと。

1 2 名古屋市秀吉清正記念館の利用環境整備（教育委員会）

名古屋市博物館分館である秀吉清正記念館については、大河ドラマを契機に引き続き多くの来館者が訪れることを見据え必要な利用環境の整備を行うこと。



中区

1 金山駅周辺まちづくりの推進（住宅都市局）

金山駅周辺においては、市民会館の建て替えやアスナル金山の再整備に併せ、金山駅北地区における駅前の都市機能の集積を図るなど、地域全体の魅力向上につながるまちづくりを推進すること。

2 栄地区グランドビジョンの推進（住宅都市局）

栄地区においては久屋大通（南エリア）の再生に取り組むとともに、日ごろは賑わいに満ちた魅力あふれる場所となりながら、大規模な地震発生時には安全・安心なまちづくりの拠点となるよう、避難施設としても活用可能な多目的ホールの設置を進めること。

3 新たな路面公共交通システム「S R T」の導入推進（住宅都市局）

リニア中央新幹線開業にともなう観光客の増加が見込まれるなか、名古屋駅周辺から栄・大須への回遊性を高め、高齢化社会や環境にも配慮した交通手段として、最先端の技術を取り入れた新たな路面公共交通システム「S R T」の導入を推進すること。

4 新堀川浄化対策と堀留水処理センターの廃止（上下水道局・緑政土木局）

新堀川上流部において、下水道の雨水幹線の整備など、浄化対策を推進するとともに、堀留水処理センターの廃止に向けた事業を迅速かつ着実に進めること。

5 旧御園小学校跡地活用について

（財政局・教育委員会・スポーツ市民局・防災危機管理局・消防局）

（１）教育施設として活用すること。

（２）地域活動の拠点としての機能を備えたコミュニティセンターを学校敷地内に建設すること。

（３）防災の拠点としての機能の指定緊急避難場所として運動場を残すこと。

（４）地域防災力の向上の為に、消防団詰所を学校敷地内に改築すること。

6 松原小学校校舎増築（教育委員会）

松原小学校校舎増築については、松原小学校が抱える課題を解決するために東校舎を増築すること。

7 平和小学校を建て替えて「杉原千畝 人道の道記念館（仮称）」と中保育園との複合化（教育委員会・総務局・子ども青少年局）

8 正木コミュニティセンター建設と正木消防団詰所建設
（スポーツ市民局・消防局）

9 中学校給食費無償化（教育委員会）

10 街路樹の適正な維持管理（緑政土木局）

老木化・大木化により、道路空間と調和していない街路樹については、樹木の更新・撤去を検討するなど、沿道環境と沿道住民の要望等に対応し、維持管理をすること。



昭和区

1 昭和文化小劇場の活用（観光文化交流局）

区民の身近な文化活動の場の提供と地域文化振興の拠点である昭和文化小劇場の運営にあたっては、防災機能を併せ持った施設であることに鑑み、発災時に地域や区役所等と円滑に連携し対応できるよう、日頃から情報共有等に努めること。

2 区内の商業地の活性化（経済局）

商店街は、商品・飲食・サービスの販売、提供にとどまらず、地域コミュニティの核として、以前にも増してその存在価値が高くなっている。商業地のにぎわいづくりや地域の活性化を図るために、商店街が取り組む事業を支援するとともに、NPOや学生等と商店街の連携を促進し、協働して取り組むための環境づくりや事業に対する支援を行うこと。

3 街区公園の適正配置の促進（緑政土木局）

身近に利用できる街区公園の面積が市内で最も少ない昭和区の現状を踏まえ、街区公園の適正配置を進めること。

また、既存の公園についても利用者の安全・安心に配慮した整備に努め、利用促進を図ること。

4 鶴舞公園の魅力向上（緑政土木局）

鶴舞公園は名古屋市設置の第1号公園として明治42年に開設され、園内には数多くの文化的資産を擁し、公園全体が国の登録記念物として登録されるなど、文化的意義の高い公園として親しまれているが、近年は園路の痛みや桜の枯損、各種施設の損傷など、園内全域にわたりその老朽化が進んでいることから、本市を代表する公園として相応しい適切な修繕や維持管理を行うこと。

また、竜ヶ池については、水質浄化のための具体的施策をとること。

5 ステーションA iの活用（防災危機管理局）

愛知県が整備した「ステーションA i」について、指定避難所等に指定されたことを踏まえ、発災時に地域や区役所、施設管理者等と円滑に連携し対応できるよう、日頃から地域住民への周知や関係者との話し合い、訓練等を実施すること。

6 「ステーションA i」との連携によるスタートアップの支援（経済局）

当地域経済の持続的な発展のため、「ステーションA i」と連携し、スター

トアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」を推進するとともに、スタートアップ支援やイノベーション人材の育成を図ること。

7 山崎川の整備促進と「ふるさとの川整備事業」の促進（緑政土木局）

昭和区内を流れる山崎川の出合橋から石川橋までについて、市民に親しまれる良好な水辺空間を整備するための護岸改修、橋梁改築等の河川改修を早期に行うこと。また、出合橋上流について、既存の護岸や河床など適正な維持管理に努めるとともに、現在、山崎川にある河川カメラについて設置箇所の見直しを検討すること。

8 雨水浸水対策の推進（上下水道局）

山王線広路橋周辺における雨水浸水対策について、地域住民が安心・安全に生活することができるように早急に対応すること。

9 生活道路の舗装改修（緑政土木局）

生活道路は住民の居住環境に密接に影響しているが、近年、舗装面の亀甲状のひび割れ、わだちなど傷みが目立つ道路が増え、住民からは騒音や振動などの苦情が相次いでいることから、舗装面の傷み具合など状況を把握し、適正な改修を進めること。

10 カラスによる被害から市民を守る方策の検討

（環境局・緑政土木局・住宅都市局・防災危機管理局）

近年、幼い子どもや高齢者がカラスに襲われる事例が相次いでいる。このカラスによる被害から社会的弱者（子ども・女性・高齢者等）を守る為の方策を検討し実施すること。

11 新たな路面公共交通システム「S R T」の導入検討（住宅都市局）

新たな路面公共交通システム「S R T」の導入については、名古屋駅周辺や栄周辺といった都心部だけでなく、金山、鶴舞、桜山などについても導入を検討すること。

12 災害に備えた携帯トイレ備蓄の啓発等について（防災危機管理局・環境局）

災害が発生した場合、避難場所（在宅避難を含む）では、食料だけでなくトイレの確保が大きな問題となる。自由にトイレが使えないと、衛生環境の悪化による感染症の拡大や体調不良を引き起こすだけでなく、災害関連死につながる恐れがある。

昭和区においては、防災訓練などで地域住民から携帯トイレの備蓄の必要性についての声もあることから、市において一層の啓発を行うとともに、災害用に資するトイレトペーパーを含め、備蓄を進めるための方策について検討すること。

1 3 熱中症対策の推進について（健康福祉局・教育委員会）

地球温暖化に伴い極端な高温のリスクが増加しており、熱中症患者の増加が懸念されている。

昭和区では、暑さを避けて一時的に休憩できる場所（一時的避暑スポット）の設置数が少ないため、設置数を増やすよう一層の啓発を行うこと。また、小中学校にミストシャワーを設置するなど、児童生徒の熱中症対策を強化すること。

1 4 鶴舞公園の防犯対策の強化について（スポーツ市民局・緑政土木局）

鶴舞公園は、本市を代表する公園であるが、最近では自転車盗の増加や、盗撮者が逮捕されるといった事件が発生している。鶴舞公園を訪れる誰もが、安心・安全な憩いの場として過ごせるよう、防犯対策を強化すること。



瑞穂区

1 公有地の有効活用による市博物館の機能充実と再整備（教育委員会）

本市博物館に隣接する東栄保育園跡地については、老朽化した博物館の再整備とあわせて、「名古屋市博物館の魅力向上基本計画」（令和3年度策定）に基づき、名古屋の活性化に資する機能充実を図ること。

2 瑞穂運動場の再整備（総務局・スポーツ市民局・緑政土木局）

2026年の第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会後も、大規模な国際大会・国内大会を開催するなど、スポーツ振興の場、本市の都市魅力を発信する場として名古屋の活性化に資する有効活用を検討すること。

3 市衛生研究所移転後の跡地利用の検討

（財政局・健康福祉局・スポーツ市民局）

旧衛生研究所跡地については、有効活用の検討を図ること。

4 雨水浸水対策の推進（緑政土木局）

名鉄名古屋本線山崎川橋りょう付近の浸水対策について、立体交差事業の橋りょうの架け替えと整合しながら山崎川改修事業を着実に促進すること。

また、山崎川の中流部において、改修済み区間も含め現地調査を実施し、危険度に応じた計画的な補修を進めること。

5 防災空間の確保及び整備（緑政土木局）

安心安全なまちづくりを進めるため、身近な公園が少ない区の西部地区の街区公園の整備を進め、地域の防災能力の向上を図ること。



熱田区

1 熱田区役所南地区の活性化（住宅都市局）

熱田区役所南の未利用地 7,300 m²について、「熱田神宮周辺まちづくり未来ビジョン」が目指す現代の門前町・宿場町の形成に向け、交流拠点となる店舗、住宅、公共施設などの都市機能の集積や周辺商店街を含めた総合的な市街地の再整備を進めるため、地元地権者や熱田神宮駅前地区まちづくり協議会と密に連携を図りつつ、市街地再開発事業の早期実現に向けた検討を進めること。

2 金山駅周辺の都市開発（住宅都市局）

（1）金山駅周辺において、国内外からの交流拠点にふさわしい整備を行うため、都市再生緊急整備地域の指定に向け検討を行うとともに、十分な組織体制のもと着実な事業推進に努めること。

（2）名古屋都市センターは、市民が主体となったまちづくりを支援するまちづくりのシンクタンクとして、名古屋の将来を担う子どもたちに、まちについて考え、まちづくりを体験できる場を提供すること。

3 スポーツセンターの整備（スポーツ市民局）

大規模スポーツ関連施設のある区を除き、市内で唯一スポーツセンターのない熱田区は、著しくスポーツ関連施設整備が遅れており、多くの区民からスポーツ振興の拠点となるスポーツセンター整備の要望が多い。現状、市全域においてもスポーツ関連施設は決して多くはなく、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会により高まった市民のスポーツ機運の更なる醸成を図る観点からも、屋内温水プール、トレーニングルーム、軽運動室等を備えたスポーツセンターの整備を早急に検討すること。

また、検討にあたっては、交通アクセスに配慮した立地とするなど、区民の利便性を十分考慮すること。

4 観光資源を活かした拠点整備

（観光文化交流局・住宅都市局・緑政土木局・教育委員会）

（1）熱田神宮、旧東海道宮の渡し跡などの歴史・文化遺産を観光資源として活用し、堀川周辺の水辺空間整備や史跡観光スポットを結ぶ散策ルートの整備、西浜御殿門の移転に向けた検討、断夫山古墳の調査などを図ること。

また、市民との協働による堀川イベント等の開催と併せて名古屋の観光名所としての拠点づくりを進めること。

（2）旧東海道の歴史的な街並みを形成し、歴史・文化遺産が集積する地区とし

での魅力向上を図るため、旧東海道の美装化推進に努めること。

また、将来的な無電柱化や沿道の景観整備等について、熱田神宮周辺エリアプラットフォームを活用した官民連携による段階的な取組みを検討するとともに、地域の機運醸成を進めること。

(3) 国際会議場を世界的な国際会議の拠点とすべく、会議場の整備を契機として、堀川の水辺空間や拠点間を結ぶ水上交通、白鳥公園・白鳥庭園の緑といった周辺との一体感を高め、会議場を核としたエリア全体の魅力向上に關係局と連携して取り組むこと。

(4) 多くの集客がある劇場の開業やビルの建設が進む中、神宮東エリアの活性化を図るため官民連携によるまちづくりを進めること。

また、神宮東公園においても更なる賑わいのある場所となるよう、民間事業者の知恵やノウハウを活用するなど、魅力向上に向け取り組むこと。

5 東浜御殿の調査・情報発信の推進（教育委員会）

江戸時代、熱田湊に存在した東浜御殿の調査を進め、その情報発信に努めること。

6 日比野中学校の分校解消（教育委員会）

日比野中学校について、地域住民の意見を十分に聞いたうえで、分校解消に向け、着実かつスピード感を持って取り組むこと。



中川区

1 国道302号の整備促進（住宅都市局）

名古屋環状2号線一般部の国道302号について、整備促進を図ること。

2 幹線道路の整備（住宅都市局・緑政土木局）

中川区内の幹線道路である戸田荒子線の整備と国道1号の4車線化をはじめ整備を促進すること。

国道1号の拡幅に当たっては、富永に押しボタン式信号機が設置されているが、拡幅によって、横断が困難になる高齢者も想定され、また信号機の利用により車両の通行を止めてしまうこととなることから、拡幅の際に架け替えが予定される富永橋にアンダーパスを設置して歩行者の南北通行を確保すること。

3 災害に強いまちづくり（住宅都市局・緑政土木局・上下水道局）

中川区における木造住宅密集地域である下之一色地区においては、地震時に建物倒壊による道路閉塞や火災延焼の危険性が高いことから、老朽木造住宅除却助成などを実施することにより、災害に強いまちづくりを推進すること。

地域防災計画において一時避難場所に位置づけられながら一部未整備となっている昭和橋公園について整備を進めること。

また、区域の大部分が南海トラフ地震による液状化発生の可能性が高いと判定されていることから、地震発生時の給水を確保できるよう、ビニル製配水管の一刻も早い解消に取り組むこと。

4 河川の整備等（住宅都市局・緑政土木局・上下水道局）

中川運河、堀川の水質浄化を図ること。特に、中川運河北部において市民に不快を与えぬよう、底層・底質の改善を図ること。また、水際遊歩道などの整備を進めること。

戸田川流域内の下水道整備の推進により、戸田川の水質浄化を図ること。

国・県管理河川の庄内川、新川及び福田川の整備促進について、関係機関に強力に働きかけ、治水対策に万全を期すこと。

5 千音寺地区の整備（住宅都市局）

千音寺地区で実施されている組合区画整理は、当該地域の住環境向上や活性化につながる主要な事業であり、その円滑な実施に向けて進捗状況に応じた助成金の確保や、組合への適切な助言、指導に努めること。

1 防災対策について

(防災危機管理局・緑政土木局・消防局・住宅都市局・上下水道局)

今後発生することが予想される地震や津波災害及び水害に備えた対策を、関係機関等と連携して、早急に強化推進すること。

- ① 防潮壁の整備
- ② 新川、日光川等の河川の整備
- ③ 石油コンビナート等特別防災区域の地震防災対策に努められたい。
- ④ ゲリラ豪雨にしっかり対応できる雨水対策を講ずること。
- ⑤ 津波及び高潮被害に備えるため、高い建物が少なく、既存施設を活用した指定緊急避難場所の確保が困難な地域については、避難タワーなど、命を守るための新たな避難施設の整備・充実に向けて取り組むとともに、実効性のある広域避難の在り方について地域とともに早急に検討を進めること。

2 港北エリアのまちづくりについて（住宅都市局）

名古屋競馬場跡地の再開発について、区内有数の広域な土地の利用であり、かつ港区の地理的中心エリアでもあることから、地元の意見も踏まえ、魅力あるまちづくり構想を進めること。

3 南陽地区の基盤整備

(防災危機管理局・上下水道局・緑政土木局・住宅都市局・交通局)

南陽地区は、市内最大の農業振興地域が指定されているものの、地区の現状は、非効率と低い生産性、著しい高齢化と少子化、弱い防災対策など大きな課題を抱えている。南陽地区住民の福祉向上はもとより、社会に大きく貢献できる地区として再興するために、次の事項について早急に整備を行うこと。

- ① 地区に多くあるバス停勢圏外地区の解消を図るため、地域巡回バスルートの見直しを行うとともに、市バス路線を近鉄蟹江駅につなげ、学生から高齢者に至る地域住民の交通環境の改善を早急に行うこと。
- ② 名二環のネットワーク効果を活用し、地区の生産性向上、住みやすさ向上、防災力強化、バス路線網の整備、農業振興、交通安全など、多様な整備効果が発揮できる都市計画道路網の構築と道路整備の早期着手を図ること。
- ③ 都市近郊農業を振興するため、自立活性化を目指す地域農業の6次産業化、競争力強化事業等への支援を行うこと。
- ④ 農業地域にある居住地を豪雨等による浸水被害から守るため、地域の排水を担う農業用排水機や水路の排水能力強化等について特段の対策を行うこと。
- ⑤ 南陽地区の一層の振興と高度な土地利用を図るため、地下鉄港区役所駅を

起点とし、南陽地区を経由して地下鉄高畑駅に至る新交通システム導入の実現に向け作業を進めること。

- ⑥ 都市計画道路南秋葉線について、車両通行量が顕著に増加し、西福田学区内での交通事故が危惧されていることから、蟹江町との市境で止まっている都市計画道路七宝蟹江線と接続させるよう早期に計画を進めること。そのうち、七宝蟹江線の南進及び南秋葉線の戸田荒子線との接続を優先すること。

4 海の玄関としての活気と魅力にあふれた港まちづくり（住宅都市局）

築地地区が本市の海の玄関にふさわしい活気と、魅力にあふれる港まちとなる整備を関係機関と連携し推進するとともに、西倉地区（文化・交流ゾーン）へのアクセス整備、地元住民と行政の協働による港まちづくり事業を引き続き推進すること。

5 「なごや西の森づくり」の推進（緑政土木局・交通局）

本市西部を代表する大規模緑地である戸田川緑地において、市民・企業・行政のパートナーシップによる「なごや西の森づくり」を今後もより一層推進すること。

東海通より以南両茶橋間の戸田川沿道を植樹帯にし、遊歩道化を図って戸田川緑地と日光川公園をつなぎ、市民の健康増進に役立てるよう緑道の整備を一層推進すること。

多くの市民が気軽に訪れやすくするため交通アクセスを充実させること。

道路（東海通、国道1号）により分断されないよう、また安全に往来できるよう整備を進めること。

6 国道23号の立体化（住宅都市局・環境局）

港区内を走る国道23号は、大型車両の混入率が極めて高く市内有数の渋滞箇所として「港区十一屋交差点から宝神交差点」を含む2.3km区間が選定されており、側道及び生活道路への車両の流入が多く、交通事故の原因となっている。加えて、渋滞車両の排出ガスによる環境悪化、住民の健康被害も懸念される。

ついては、港区十一屋交差点から宝神交差点を含む延長2.3km区間について、渋滞緩和及び交通安全確保の観点から、立体整備化を促進すること。

7 稲永公園の整備について（緑政土木局）

アジア大会・アジアパラ大会を契機として、市民がスポーツに親しむ環境を整えるため、稲永公園の整備を行っているが、自然環境や生活環境の変化に対応するよう、更衣室の空調やトイレ洋式化の整備を行うこと。

8 交通空白域等、交通アクセスの弱い地区への対応（交通局）

港区西部には、交通空白域をはじめ、交通アクセスが極めて弱い地域があり、地下鉄やあおなみ線沿線から外れた地域は、通勤通学時間帯や夜遅い時間帯の公共交通サービスが十分ではない。特に帰宅時間帯や夜間にバスの運行を求める声が強いことから、帰宅時間帯の利便性向上を図るとともに、現在休止している高畑16号系統の最終便の運行を早期に再開すること。

また、東茶屋地区が区画整理事業に伴い新たに住宅地となったことから、当該地区を経由するよう市バス路線の見直しを行うこと。



南区

1 区内観光名所を活かした観光施策の促進

(観光文化交流局・教育委員会・緑政土木局・住宅都市局)

笠寺観音、笠寺一里塚、見晴台遺跡、旧東海道、村上社のクスノキの巨木、鳥栖八剱社の古墳、桜神明社古墳、愛知県の語源ともなっている年魚市潟を歌った「万葉集」高市黒人の歌碑など歴史的な資産が多数存在している。南区を歴史ある町として一層PRし、それぞれのエリアを散策路で結ぶなど観光資源として活用し、南区の歴史や文化を活かしつつ、商業や賑わいの創出が期待できるウォークابل、オープンカフェ・オープンテラスなどの実現を検討すること。

また、近代においてもマキノ・プロダクション中部撮影所が昭和2年、南区道徳新町に整備され、「実録忠臣蔵松の廊下」の撮影を行った歴史もあることから、歴史遺産として一部復元を進めるとともに、歴史を生かした特徴ある公園づくりを進めること。

2 名鉄名古屋本線連続立体交差化の推進（住宅都市局）

慢性的な交通渋滞や踏切事故の原因となっている区内の名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅）については、早期に事業を推進すること。とりわけ、本星崎地区については、精力的に準備を進めること。

3 浸水対策の推進（上下水道局）

南区内における浸水対策は概ね完了しつつあるが、北西部氷室交差点―中京病院間において浸水実績のあった地域があることから早急に検討を進めること。

4 河川対策の推進

(1) 堀川、新堀川、堀川水門、大江川

(住宅都市局・緑政土木局・上下水道局・環境局)

堀川・新堀川への木曽川導水事業等を活用した水質浄化の実現と護岸の安全確保を図るとともに、親水空間であるプロムナードの整備を進めること。

堀川・新堀川への津波の遡上を未然に防ぐため、名古屋港管理組合や愛知県とも連携し、堀川河口部における新たな水門の設置を含めた検討を行い、早期に対策を講ずること。

また、大江川の汚染土壌対策、津波対策を進めるとともに、埋立て跡地の活用については、近隣住民とよく協議をしながら進めること。

(2) 伊勢湾台風石碑の保全（防災危機管理局）

昭和34年にこの地域を襲った伊勢湾台風は、南区において死者1,417

人と市内死者数の4分の3が集中する大きな被害を出したことから、区内各地に伊勢湾台風による犠牲者を追悼する慰霊碑が建立されている。しかし、それら碑の多くにおいて年々老朽化が進むとともに、耐震化への取り組みも遅れていることから、慰霊碑耐震補助制度の創設などを検討すること。

5 公共交通網の推進（住宅都市局）

桜本町から笠寺観音、南区役所、総合体育館を通り、港東橋、名古屋港に至る南部線について、実現に向けた検討を進めること。

6 スポーツ、文化、芸術の推進（スポーツ市民局・観光文化交流局）

バスケットボールパーク、スケートパーク、フットサルパークなどのスポーツ環境を創出するとともに、まちなかコンサート、野外ライブ、街角アート、演劇などが可能な常設の劇場をはじめ文化、芸術など若者が活躍することができる南区を創造すること。

7 学校給食の小中連携に向けた検討（教育委員会）

小、中学校が隣接する、または小学校、中学校の統合を検討する学校区において、学校給食における小中連携に向けた検討を進めること。



守山区

1 志段味地区の総合整備

（住宅都市局・経済局・交通局・緑政土木局・上下水道局）

特定土地区画整理事業の促進、幹線道路及び橋りょう（上志段味線及び春日井吉根線）の整備、区画整理区域外での地域振興等の総合的な整備を進め、21世紀のモデルとなる住居、研究開発、商業、文化、スポーツ等の機能を集積し調和のとれたまちづくりと併せた志段味地区全体の基盤整備を推進すること。

また、将来人口増加が見込まれる志段味地区の利便性向上のためにバス路線の充実等の公共輸送機関の整備及びガイドウェイバスの料金値下げを含めた利用者負担軽減方策を検討すること。

なお、中志段味特定土地区画整理事業については、着実な事業完了に向け、最大限の財政的支援、人的支援に努めるとともに、施行地区の見直しに伴い、区画整理事業から外れた地区においても、既存公共施設の維持補修を適切に実施するとともに、狭あい道路の拡幅に向けた積極的な支援や、下水道の整備など、生活環境の改善に向けた取り組みを進めること。

2 鉄道関連事業の整備（住宅都市局）

JR新守山駅及び駅周辺整備については、地域交通の円滑化や駅利用者の利便性の向上等を図るため、新守山西駅前広場の計画を見直し、駅北アンダーパスの車両の相互通行化、自転車歩行者用道路の新設を行うこと。

3 道路網整備の促進（住宅都市局・緑政土木局）

都市計画道路東志賀町線の整備を一層促進するとともに、区内の未着手都市計画道路の早期着工を進めること。

4 公園整備の促進（緑政土木局）

公園の少ない学区の解消に努め、公園整備を促進するとともに、区画整理組合から移管された公園及び街区公園の整備にあたっては、地元要望を取り入れながら整備を進めること。

5 雨水・浸水対策（緑政土木局・上下水道局・防災危機管理局）

瀬古、鳥羽見、二城、白沢、西城学区について雨水・浸水対策に万全を期すること。さらに、対象地域における浸水想定地域外への避難を念頭においた広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、行政として継続的な支援を実施すること。

6 ため池整備の促進と防災意識の向上（緑政土木局、防災危機管理局）

守山区は多くのため池があり、名古屋市内に8池ある防災重点ため池のうち4池が守山区に存在している。

近年、豪雨等により多くのため池が被災し甚大な被害が発生していることから、防災重点ため池の整備促進を愛知県に働きかけるとともに、他のため池についても整備を図ること。

また、市民の防災意識の向上及び浸水時の避難行動に役立つような対策に努めること。

7 歴史の里 しだみ古墳群の広報と地域のにぎわい創出

（教育委員会・緑政土木局）

「歴史の里 しだみ古墳群」について、継続的に広報活動を行うとともに、広域的な視点からも積極的に周知に取り組むこと。また、学びの場として市内だけでなく他の自治体の教育機関と連携し、効果的に活用すること。

また、東谷山フルーツパークと合わせた地域のにぎわいの創出を図るため、歴史の里と相互の回遊性を考慮しつつ、周辺道路を整備すること。

8 守山区役所の改築（スポーツ市民局）

昭和46年竣工の守山区役所については、老朽化が進行し、維持管理費用の増大、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応不足などの課題も顕在化している。また、窓口・待合スペースが狭隘で、駐車場を含め慢性的に混雑していることから、市民サービスの向上のため、改築の検討を着実に進めること。

また、区民の利便性を考慮し、他の市民利用施設などとの合築についても、あわせて検討を行うこと。



緑区

1 緑区役所の整備（スポーツ市民局）

緑区役所は、施設の老朽化が深刻な状況にあり、空調設備や給排水設備等の故障が頻発するなど、既に庁舎機能や区民サービスの提供に支障が生じている。

これらの状況や竣工からの経過年数を踏まえ、緑区役所の整備は喫緊かつ最重要の課題として具体的な整備検討を強力に推進すること。

なお、検討にあたっては、老朽化の著しい施設も含めた行政関係施設の集約化や区内における交通アクセスの状況など、より多くの来庁者の利便性の確保に向け、区民の意見を踏まえて進めること。

2 市街地整備の促進（住宅都市局・総務局）

鳴海駅前市街地再開発事業で整備未着手の二工区について、早期に用地を取得し、みどり市民病院の移転改築に向けた設計及び手続の進捗を区民に丁寧に説明しながら着実にすすめるとともに、鳴海駅前における拠点性の向上や多様な人が行き交うにぎわいのあるまちの実現に向けて、区民の意見を踏まえて検討を進めること。また、公共団体施行等の土地区画整理事業による都市基盤整備の推進を図ること。

3 みどり市民病院の医療機能の更なる充実に向けた支援（総務局）

みどり市民病院が、大学病院として2次救急の受入など地域の医療需要に応えるとともに、高度で安全な医療を提供できるよう、適切な支援に努めること。

さらに、施設が老朽化していることから、鳴海駅前への移転改築に向けた取り組みを進めること。

4 保育提供体制及び留守家庭児童育成会の運営場所の確保（子ども青少年局）

保育所等や留守家庭児童育成会は、保護者の就労を支援するとともに、子どもにとっての安心・安全な居場所として、重要な役割を果たしている。

緑区は保育所等を利用できていない児童が多いことを踏まえ、ニーズを的確に把握し、地域の物件情報を収集・提供のうえ民間保育所等を整備するなど、十分な保育提供体制を確保すること。

また、留守家庭児童育成会については、運営場所の安定的な確保のため、市は公有地の使用も含めた積極的な支援を行うこと。

5 観光コンテンツの創造・発掘・磨き上げ

（観光文化交流局・経済局・教育委員会）

令和元年に日本遺産に認定された有松地区において、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された歴史的な町並みに加え、有松・鳴海絞、山車等の伝統

文化や歴史的遺産を活用し、地域の活性化を図ること。また、「日本遺産」の認定継続・発展に向け、文化庁からの指摘を踏まえ、地域や民間事業者との連携強化や一体的な情報発信など、具体的な取組を推進するとともに、観光振興と住民生活の調和に配慮すること。あわせて、本市を代表する伝統的工芸品である有松・鳴海絞は一流の技術がありながら対価等の事情で後継者不足を抱えていることから、体験型観光コンテンツとして積極的に活用を図るとともに、伝統産業の振興支援を行うこと。

また、桶狭間地区では桶狭間の戦いにまつわる観光資源を活用した魅力を磨き上げるとともに、大高地区では草薙の剣にまつわる氷上姉子神社のほか、大高城の再現に向けた調査、酒蔵の活用等、鳴海地区も含め数多く残る歴史的観光資源を創造・発掘し、磨き上げ地域活性化につなげること。

6 名鉄名古屋本線の連続立体交差化の推進（住宅都市局）

名鉄名古屋本線の立体交差化事業については、緑区内の渋滞地点である中京競馬場前―有松―左京山間の早期事業化を検証し、鳴海―本星崎間の早期事業進捗を図り、緑区内全ての連立化の早期整備に努めること。

7 道路網の整備（緑政土木局・住宅都市局）

緑区内の道路網について、平手豊明線をはじめとする未着手都市計画道路の早期着工を進めること。また、国道1号の区内4車線化について、国に働きかけ早期の事業化を促進し、県道諸輪名古屋線の渋滞の解消策として、右折車線の整備を進めること。

8 市バスの利便性・快適性の向上（交通局）

新たな道路の開通や高齢化の進展といった社会状況の変化や、緑区民のニーズを踏まえたバス路線となるよう、引き続き利用状況などの調査を行い、より利便性の高いバス路線となるよう対応すること。また、誰もが快適に利用できるよう上屋・ベンチ等のバス停施設の充実を図ること。

9 名古屋高速道路の乗り口、出口の区内への設置（住宅都市局）

市内の人口の1割に当たる緑区内に名古屋高速道路の出入り口を設けられるよう早期に条件を整理し、検討を進めること。

10 安心・安全で快適なまちづくりへの対策（スポーツ市民局・緑政土木局）

安心・安全で快適なまちづくりへの対策については、県や県警とも連携して取り組むこと。

市内で最も人口が多い緑区は、近隣区に比べ犯罪が多い傾向にあるため、市としてより一層犯罪防止に向けた効果的な対策を行い、住民が安心して暮らせるまちづくりに努めること。

加えて、緑区は新しく道路が開通するなど、交通事情が刻々と変化しており、生活道路における速度規制などの法改正も踏まえて通学路・生活道路における交通事故対策をハード面・ソフト面で推進し、交通死亡事故を減らすよう取り組むこと。

また、自転車の交通ルールの厳格化を踏まえ、高校生等を対象とした交通安全教育や啓発の強化に取り組むとともに、通学路・生活道路における自転車の安全対策を推進すること。



名東区

1 商店街共同施設の適正な維持管理（経済局）

区内商店街の共同施設について、老朽化に伴う災害時の倒壊や部材落下等による事故を未然に防ぐため、改修・撤去等の適正な維持管理に対する支援の充実を図り、安心・安全なまちづくりをさらに進めること。

2 名東区役所の建替（スポーツ市民局）

区役所庁舎及び設備の老朽化に伴う破損・劣化などにより、来庁者の安全及び市民サービスに支障をきたすことがないように、また、災害時には区の防災拠点としてその役割を確実に果たすことに加えて、バリアフリー対応や駐車場の混雑などによる周辺環境への影響などを踏まえ、区の総合行政機関としての名東区役所の建替を行うこと。

3 街路樹の適正な維持管理（緑政土木局）

快適な都市環境を守り、名東区の自然豊かな暮らしやすいまちが形成されるよう、適切な剪定や落ち葉対策など、街路樹の適正な維持管理を進めること。

4 河川等の整備（緑政土木局）

植田川については、災害発生の防止や安全確保に努め、流域の環境に配慮し河川環境の整備を行うこと。また、香流川については、市民が水辺を親しみながら散策できるよう、緑道の良好な維持管理に努めること。

5 猪高緑地・明德公園の整備（緑政土木局）

猪高緑地及び明德公園が市民にとってより身近な自然のふれあいの場となるよう、豊かな森を生かした里山の整備を進めること。

6 暴力団排除運動の推進（スポーツ市民局）

前山学区・梅森坂学区において暴力団排除に向けた住民運動が展開され、暴力団排除の実現につながった。運動を推進する団体に対して、今後も地元要望を踏まえながら、暴力団排除に向けた支援を推進すること。

7 街頭犯罪抑止環境整備の推進（スポーツ市民局）

住宅対象侵入盗や車上狙い等への対策として、地域の防犯力の向上及び犯罪抑止に効果が見込まれる、防犯カメラの設置や防犯灯のLED化に対する助成をより一層推進すること。

8 過大規模校の教育環境の改善・整備（教育委員会）

児童数が1,000人を超える西山小学校及び名東小学校について、子どもたちが安心・安全・快適に学校生活を過ごせるよう、児童数に応じた教育環境の改善・整備を進めること。

9 ジブリパークの玄関口となる藤が丘駅周辺のまちづくり

(住宅都市局・交通局)

ジブリパークの玄関口となる藤が丘駅周辺のまちづくりや地域の活性化を図る藤が丘まちづくり基本構想の実現のため、まちづくり協議会など地域が推進している、まちづくりを行う体制構築やURを含む地権者との調整に向けた支援を行うこと。

また、藤が丘駅は国内外からの観光客の増加しており、美観向上のため、地下鉄駅構内のハトのふん対策を行うこと。

10 藤が丘駅周辺高架下の利活用について（交通局）

高架下の利活用に当たっては、藤が丘学区団体連絡協議会、藤が丘まちづくり協議会等の地元の意見を尊重し、まちの賑わい・活性化に資するよう努めること。

11 藤が丘駅前リニモス広場への大屋根設置について（住宅都市局）

地域の交流スペースとしての利便性を高め、また、大規模災害時の帰宅困難者や藤が丘駅で乗り継ぎをする乗降客の待機スペースとして利用するため、駅前のリニモス広場に大屋根を設置すること。

12 臨時期日前投票所の設置について（選挙管理委員会）

期日前投票所である名東区役所の駐車場や周辺道路の混雑を緩和させ、また、有権者の利便性を向上させるため、臨時期日前投票所を引き続き設置すること。

13 障害者スポーツセンターの機能強化に向けた検討・整備（スポーツ市民局）

施設及び設備が老朽化している障害者スポーツセンターについて、障害のある方がより利用しやすくなるよう機能強化に向けて検討し、計画的に整備を進めること。



天白区

1 都市計画道路弥富相生山線の早期開通及びその周辺地域の諸課題の解決

(緑政土木局)

弥富相生山線については、交通需要に適切に対応するため、早急に道路を開通させること。なお、道路周辺地域における生活環境の改善・防災・人命尊重といった諸課題については、地域の実情を踏まえながら適宜対応すること。

2 コミュニティセンターの整備（スポーツ市民局）

区内で未整備の植田東学区にコミュニティセンターを整備すること。

3 天白区役所庁舎の移転・建替の調査及び検討（スポーツ市民局）

浸水等のリスクがある現在の区役所庁舎について、本市の風水害に係る対応方針を踏まえて防災拠点としての機能等を最大限発揮させるため、交通アクセスも勘案しつつ、区内の行政機関、市民利用施設との一体化も視野に入れ、築年数に関わらず早期に移転・建替を行うよう検討すること。

4 天白川・植田川の整備促進（緑政土木局）

治水対策に万全を期すため、現在進めている天白川の河川改修を早期に推進するよう河川管理者に働きかけること。

また、天白川と合流する植田川の治水対策を図るため、植田川における堤防整備や河道掘削などの河川整備についても早急に取り組むこと。

5 市バスの利便性の向上（交通局）

区役所をはじめとする公共施設等への市バスの増発を検討すること。

6 農業センター（d e l aふぁーむ）の魅力向上（緑政土木局）

農業センター（d e l aふぁーむ）について、農業公園としての個性や特色、魅力を一層高めるとともに、その発信や集客力の向上に、区をあげて取り組むこと。また、地域振興の観点から、地元商店街や関係機関等との連携を積極的に進め、地域に愛され育まれる施設となるよう努めること。



ホノホン
HONOHON

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)
公式マスコット



ウズミン
UZUMIN

第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)
公式マスコット



自民党



自由民主党名古屋市議員団

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 名古屋市役所東庁舎3階

☎ 052-972-2017 📠 052-972-4186

🌐 <http://jimin-nagoya.com> ✉ info@jimin-nagoya.com